

第10回平成19年6月定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成19年6月15日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後3時36分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	14番	森本敏軌
5番	小林庸夫	15番	谷口忠弘
6番	家城功	16番	有吉正
7番	伊藤幸男	17番	服部博和
8番	浪江郁雄	18番	糸井満雄
9番	井田義之		

2. 欠席議員

13番 今田博文

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	平野勝彦	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計室長	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課長	山崎信之	福祉課長	岡田康利

5 . 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) 本日は一般質問2日目でございます。

早速始めたいと思いますが、本日、欠席届けが出ております。今田博文議員から本日欠席の届けが出ておりますので、報告を申し上げておきたいと思います。

ただいまの出席議員は17人でありまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程にしたがい進めたいと思います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

それでは、2番、畠山伸枝議員の一般質問を許します。

2番、畠山伸枝議員。

2番(畠山伸枝) おはようございます。日本共産党の畠山伸枝です。

きょうは独居老人の大型ごみサービスについて、そして教育関係で2点、お尋ねをしたいと思います。

まず最初に、独居老人の大型ごみ収集サービスをというものですが、大型ごみは今持ち込みとなっております。一人暮らしのお年寄りにとってこの大型ごみ、どうしてよいかわからない、処分に困る大変な問題です。以前は旧岩滝町では、社会福祉協議会の方でお世話になっておりましたが、これがどうもお尋ねすると違法だということで廃止になったというふうにお聞きしました。ところが、お年寄りの中には、合併したためにサービスが低下した、このように思っておられる方が大変多いのも事実であります。

社協がごみ処理の免許をとっていない、このことが問題だというような説明であったと感じたのですが、それならば、希望のある方には指定の業者の方が個別に大型ごみを引き取るなど、知恵を集めれば何とかできるのではないのでしょうか。息子さんがおられても遠くで気軽に頼めない方、日曜日に収集される日があるのですが、この日にあわせて来るのも難しい、また近所の人に頼むのも気がつかうので頼みにくい、いろんな方がおられます。軽トラックもなくて、本当に困っている人に、1年に一度でもよいのですけれども、収集をすることができないのでしょうか。ぜひとも前向きに考えていただきたいというふうに思います。

その次に、教育三法案で教育は再生するかという問題について教育長にお尋ねをいたします。

昨年12月には教育基本法が改悪されました。それに続いて教育改革の関連3法案が衆議院を通過しました。つい5月先だつてのことです。教育3法案では、地方自治体の教育委員会に指示をしたり、是正を要求したりする権限を文部科学大臣に与える。次に、教員免許の有効期限を10年に限り、更新するには講習を条件とする。三つ目に、義務教育の目標に愛国心を養うことを盛り込む。四つ目に、学校に副校長や主幹教諭を置くとしています。

1につきましては、まさに地方分権に逆行し、国の権限と管理を強めようとするものです。さらに、私立学校に対して教育委員会の指導、助言を新たに可能としたことは、私学の自主性の侵害としても重大だと思えます。

また二つ目の教育免許の有効期限を10年とする問題でも、他の専門職にない不安定な身分に教員を置くことになり、子どもたちのために頑張ろうとする教員の意欲をそぐものではないでし

ようか。こんなことで子どもの教育が保証されるでしょうか。また、政府の言いなりにならない教員を教壇から排除することも可能にするものであり、断じて許すことはできません。

三つ目の愛国心の問題ですが、これは我が国と郷土を愛する態度など、多くの徳目を義務教育の目標として盛り込んでいる点です。このことは、前にも申し上げましたが、憲法第19条が保証する思想、良心、内心の自由を侵害する重大問題なものである。そのことが浮きぼりにされました。愛国心、通知表をめぐる国会での政府答弁でも、国を愛する態度を子どもと国民に押しつけるべきではないとされたものです。また、参考人質疑の中で、佐貫 浩法政大学の教授は、「特定の態度を法律で決め、具体的なありようを権力や行政が指定するのは、国家や権力の個人の内面統制の危険性を含むもので、日本国憲法のもとでは許されない」と述べられています。また垣中教育長におかれましても、「愛国心については心の中に自然にわき出てくるものであり、強制するものではない」との見解を以前イチロー選手を例に示されたことは大変心強いことです。

4の学校に新たに副校長や主幹教諭を置くことは、上位下達の新たな管理体制をつくって、教職員が力をあわせた教育活動を困難なものにするものであると思いますが、いかがですか。中央教育審議会がわずか1カ月でまとめたというこの法案で、本当に教育の再生ができるのでしょうか。この点についてどのようにお考えかお尋ねをいたします。

次に、靖国アニメの問題です。靖国アニメのDVDを中学校に持ち込まないでということでお尋ねをいたします。この問題のアニメは、JC日本青年会議所が中学生向けに作成したものです。日本の過去の侵略戦争を美化したもので、国会での石井質問、日本共産党の石井郁子衆議院議員ですが、この石井質問に対して伊吹文明文部科学大臣も、「私が校長なら使わない」と答弁したという中身の内容であり、教育長もびっくりの内容のものだということです。

教育現場に持ち込まれようとした経緯はともかく、DVDを見た新潟県のある町の教育長が、「アジアの開放のための戦争だったという偏った内容で大変驚いている。こんな内容だと知っていたら後援をしなかった」と話しておられるということです。このDVDは「誇り」というもので、その内容は日本の過去の侵略戦争を自衛のためなどと美化しているとのことです。

では、なぜJCが作成するというようなことになったのでしょうか。これに関して、「政治家がなぜ戦争が起こったかというような発言をすれば、外交問題や政治問題になっていく。中略がありまして、だからこそ私はJCの皆さんのような若い方々にしっかりと戦争の総括を行ってほしい」と、これは昨年7月23日、JC主催の2006年サマーコンファレンスという会で、当時のJC会頭池田佳隆氏と対談した安倍晋三官房長官、その当時官房長官ですね、の発言であります。つまり、戦争美化の本音を自分が言えば問題になる。民間団体に言わせれば、それを回避できるという意図があると考えられます。JCは、DVDを用いたプログラムが文部省に認定されたとホームページ上に一たんは掲載したそうですが、石井質問のあと削除しております。

文部科学省が採択したのは、あくまで事業のシステム面であり、使われるDVDや教育プログラムの中身は知らず、お墨付きを与えたわけではないというふうに言っております。

伊吹大臣が「私が校長なら使わない」と言われたというこのDVD、私もぜひ見てみたいものだと思いますが、残念ながら見せていただく機会に恵まれておりません。しかし、シナリオはわかっているわけで、その中身は「大東亜戦争は自衛の戦争だった」というのが趣旨であります。シナリオを見ますと、主人公の女子高校生が1人の青年と出会います。青年は「ほかの国の人か

ら日本の歴史のことを聞かれたら君はどう答える」と語りかけ、歴史の勉強に誘います。日清、日露戦争などの実写フィルムなども交えて、青年の語りは続き、二人は靖国神社へ行きます。青年は、この高校生に「日本が行った大東亜戦争は自衛のための戦争だった」とか、「アジアの人々を白人から開放したい。日本の戦いにはいつもその気持ちが根底にあった」と説明。朝鮮などの植民地支配についても、「道路を整備したり、学校を建設した。国の水準を引き上げる努力もしたんだ」と語っております。そして、女子高校生は最後に、「靖国までの道を歩いたあの日から、ほんの少しだけまわりの景色が変わったような気がする」とつぶやく。大体このようなシナリオだということです。

このような内容のものが教育現場に持ち込まれることに、大変な危惧を感じると同時に、絶対に持ち込んでほしくないと思うものです。この与謝野町でそのような動きはありませんでしょうか。また、もし教育現場、学校現場に持ち込まれるようなことがあったら、どのように対処されるお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） おはようございます。

畠山議員からの一番目、独居老人の大型ごみ収集サービスをとのご質問でございますが、与謝野町のごみ収集につきましては、合併当初より4種類、15品目に分類して収集させていただいております。お蔭さまでごみ処理の有料化に踏み切ることなく、また大きな問題もなく経過しており、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

さて、大型ごみは最終処分場へ直接搬入していただいていることから、搬入困難な独居老人の大型ごみ収集のサービスの実施を検討するようにとのご質問でございますが、旧岩滝町では、おっしゃったように社会福祉協議会の協力を得て実施されていたとお聞きしておりますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定によりまして、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要であるということから、現在は廃止しております。

一般廃棄物収集運搬業の許可につきましては、市町村長の許可となっておりますが、合特法、合理化事業計画に基づく代替対象業務となっていることから、許可業者を認めないことで今日まで至っております。ただし、与謝野町として大型ごみを直営で収集する場合や、業者に委託する場合であれば、対応は可能であろうかというふうに考えますが、新たな委託料の予算化が必要となることや、またさらに委託業者の選定等、困難が予想されることから、将来的な課題ではあるというふうには思いますが、現時点では困難であるというふうに考えております。

ただ、現在でも親戚や近所の方をお願いをされ、その車に同乗していただければ、そのお年寄りの大型ごみ搬入として受け入れておりますので、ご理解を賜りますようお願いしたいというふうに思います。

非常に簡単でございますけれども、畠山議員への答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） おはようございます。

昨日、イエローカードをいただきましたので、本日はイエローカードをいただかないような答

弁に努めますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

畠山議員の私に對します教育三法案で教育が再生するかについて、まずお答へしたいと思ひます。

経緯については先ほど議員仰せになられましたので省略させていただきますけれども、まず一つ、直接この三法案にかかわつてのことではないわけでございますけれども、これにも反映していることとしまして、特に教育再生會議が議論をしているときに、都道府県教育委員長協議会というのがございます。それから同じように、都道府県教育長協議会というのがあります。この二つの任意団体でございますけれども、が再生會議に申し入れを行つております。その中に、象徴的な言葉があります。「一をもって全体とする。」という言葉を使つております。この先ほど中教審、一月ぐらゐの間でこれらの法案をまとめ、答申していったということにも同じ流れがあるということは承知しておるわけでございます。

いずれにいたしましても、この三つの法案で現在日本の教育が抱えている問題が解決するものではありません。昨日、上山議員のご質問の中でも触れましたように、やはり教育というのは、どこかが一元的に行ふもの、あるいは一セクションだけで行ふことのできるものではございません。これこそ、国民総がかりでかかわつて今日まで教育は全うされてきていたと言えるわけでございます。したがひまして、この三法案だけで現在日本の教育が抱えているものがすべて解決するか、そして再生するかということは、これは私自身無理だと、できないと、そのように考へております。しかし、現状を打破していく上での一つの、ある意味では問題提起になっているといふふうにも考へるわけでございます。

いずれにしましても、法というものにつきましても、諸刃の劍的な要素がございます。したがひまして、その法がプラス方向、創造的な方向へ運用されていることについて、我々は常に目を光らせておかなければならないと、私はそのように考へております。

次に、靖国アニメのDVDを中学校に持ち込まないでというご質問でございますけれども、この点につきましては、先ほど詳しく畠山議員さん紹介されましたのでそのとおりのことでございます。

与謝野町でそのような動きはありませんかということでございますけれども、当地方におきましては、与謝野町以外でも、つまり京都府でもございません。それから、もし現場に持ち込まれたらどのように対処されますかということですが、私は伊吹文部科学大臣でございます。その見解に賛同をする次第でございます。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） ご答弁ありがとうございます。

まだ、町長の方の独居老人への大型ごみの件ですけれども、おっしゃることはよくわかるし、今までもそういう方針というか、そうしてほしいということだったと思うんです。もちろん、何か一つ事を起こせば新たに予算が要ると、当然のことありますね。それと、ただ、新たに予算が要るわけですが、そんなにたくさん予算は要らないと思うんです。本当に困っている方というのは少数であつて、大抵は近所の方に頼んだりね、同乗までする方はほとんど私は見たことはないですけれども、近所の方が何か捨てに行かれるときにお願ひするとか、何かするわけで

すけれども、近所の方もね、農業されているお家には軽トラはほとんどあるんですけれども、普通勤めている家ではそんなに軽トラってないんですよ。ですから、乗用車には積んでいただけません。ということで、そしてわざわざ頼めば、何かお礼しなければならないと。お礼をとってもらえなかったら、もう次は頼みにくいか、いろいろと頼めない理由というのはあるわけです。

だれもがこのようなことが可能かと言えば、なかなかそうはいかないのが現状であることから、ちょっとお願いをするわけですが、ぜひともこのことは本当に大変なときというのはそうそうないわけですので、考えていただきたいと思います。そして、委託業者の選定が困難だとか、合特法のことまで出てきたわけですが、大型ごみを収集されている、岩滝なら岩滝に来られる業者の方が、ちょっと寄っていただくというのも手間なことではあることは事実なんですけれども、そういう方法とか、いろいろと町長、課長をはじめ皆さんで考えていただいたら、そんなに大層なことを考えなくてもできるんじゃないかと私は思っておりますので、再度検討していただくことをお願いをしたいと思います。

次に、教育三法案ですね、これだけで解決するものではないと、国民がみんなで、地域の人も含め、教育をしていくのが本来の姿だということですが、よくなるのではなくて、悪くなるのではないかという心配があるわけです。例えばですね、地方自治体の教育委員会に指示をしたり、是正を要求したりする権限を文部科学省が持つという点ですが、法案では指示や是正は子どもの命が脅かされたり、教育を受ける権利が侵害された場合に限られているのですが、ところがですね、伊吹文科大臣はですね、答弁の中で「学校が卒業式などで国旗を掲揚せず、国歌も斉唱しなかった場合」などを新たに介入する対象としてあげているわけですね。そうなってくると、よくなるのならまだしも、悪くなるのではないかという心配が出てくるわけです。その点についてどうでしょうか、お聞きをいたします。

それと、教育長はですね、プラスの方向に運用されるように目を光らせてなければならないというふうにおっしゃいましたので、ぜひともしっかりと目を光らせていただきたいと思います。

DVDですね、これにつきましては、京都府ではもう全然ないということでしたので、大変安心しておりますけれども、日本全体を見ますと93カ所もの学校などで実施または予定されているというふうになっております。これ最新情報ですが、そして先ほど申しましたとおり、愛する自分の国を守りたいということと、自衛のための戦争だったということを教えているわけですが、日本の植民地支配については、全然教えてない。従軍慰安婦や強制連行をはじめ、侵略、加害の歴史にはほとんど触れていないということです。戦後日本の国際社会復帰の原点と、戦争の痛苦の反省から生まれた日本国憲法を否定するものであって、過去の戦争への反省とおわびを述べた91年の村山談話にも反するものであることは明らかであります。

したがって、いかなる名目であっても、公共の場で使用させないことを各学校、教育関連施設に徹底をしていただきたい。そして、同じ趣旨の講演会などについて、町として後援や協賛、協力などを行わないでいただきたい。また、文部科学省が採用したことに対し、町として撤回と抗議の意志を伝えていただきたい。この三つのことを強く要望するものです。答弁をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、収集には許可がいるということと、それからこの与謝野町の場合もそれぞれの町が合特法の関係でごみの収集につきまして、委託といたしますが、業者に代替業務として出しておりました。それが今回、与謝野町になりまして、この春から一応すべての旧加悦町も含めて、収集の委託、代替業務がもう出せましたので、その点については一定の整理ができたかと思えますけれども、今の段階で、まだその大型ごみの収集について、じゃあどうするかということについては、まだ話もしておりませんし、業者の選定については非常に問題が出てくるのではないかなというふうなことが予測されます。単に、財政的な面だけではなく、そうした問題もございますので、それらも含めた今後検討が必要かというふうに思います。

それと、原則として大変なんですけれども、できるだけ先ほど申し上げましたように、ご近所あるいは年に1回でも息子さんらには帰ってこられるようなときに、やはり家族としてそうしたことをしていただくような、そんな理解もぜひしていただきたいなと、ご協力をしていただきたいなというふうに思いますので、その辺については今後の課題とさせていただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 畠山議員の2問目の私に対する質問に答えさせていただきます。

まず、文部科学省が地方の教育委員会等、指導、指示ができるというその件についてでございますけれども、先ほど一をもって全体をとするというところにかかわるわけですが、これが出てきたのはやはりいじめの未報告の問題等、それからもう一つは、高等学校におきます教科科目の未履修、それが発端になっているわけでございます。

といいますのは、確かにいじめの問題につきましては、看過できない、私ども同じ教育委員会で事務をあずかっているものとしまして、非常に残念に思うわけでございます。しかしながら、それとせつかく規制緩和の中で、そして地方分権の国が推し進めている中で、その文部科学省、国の自治体教育委員会の方への指導等というものをなくした上で、今回これを入れてくることにつきましては、非常に残念に思うわけでございます。だれが地方分権を進めたんやと、そしてあるいは規制緩和を行っていったのか、旗を振って進めてきたんかと思えますと、まさに逆行するものであると、そのように認識するわけでございます。それと同時に、いわば脇が甘かったがために大切なものを奪われていくというような事態は、あってはならないことだと自戒もするところでございます。

それから次に、DVDの件でございますけれども、これを見るかどうか、そういう話があったときにどう対応するのかということにつきましては、これはまさに私は、校長を含めて皆さん、これはもう見識の問題だと、そのように言っております。先ほどちょっと言葉を間違いまして申しわけありません。「私も」でした。「私は」ではなしに「私も」伊吹文部科学大臣でありますということでございます。

まさに見識のことを言っておられたと思っております。まさに偏狭と言えれば偏狭な主観でございます。

次に、それに対して抗議はということでございますけれども、私ども直接それを見ているわけ

ではございませんし、報道で知り、あるいは取り寄せた資料の中でその内容を知っているわけではございませんし、今改めて抗議をする、そのようなつもりはございません。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 大型ごみの件に関しましては、今後の課題としてね、ぜひとも話をさせていただきたいというふうにお願いします。そして、一人になっても、年をとっても、安心して住み続けられる町であることが、やはり与謝野町として大事だと思います。子どもが大事にされる町であると同時に、お年寄りも大事にされる町であることが大変大事だと思いますので、ぜひとも今後の課題の一つに入れていただきたいというふうにお願いをしておきます。

教育長の方もですね、確かに教育委員会というものは独立した存在であるはず、あるべきものが、上からいろんなことを押しつけられ、指導するとか、そういうことになり、大変存在そのものがおかしくなってきたのではないかと思います。ぜひとも、教育長とされましてはですね、ぴしっとよそから干渉されない、ぴしっとした存在でいていただきたいと思います。伊吹大臣と同じところもあっていいんですけども、同じであって困るところもあるわけですので、ぜひとも、困ることがあります。学校の卒業式などで国旗を掲揚せず、国歌を斉唱しなかったような場合に処分するとか、そういうことは、ないわけですけども、実際には、あってはならないことだと思いますので、ぜひともよろしく願いをいたしまして、教育が一層よくなりますように、悪くならないように、しっかりと目を光らせていただきますようによろしく願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（糸井満雄） これで畠山伸枝議員の一般質問を終わります。

次に、12番、多田正成議員の一般質問を許します。

多田正成議員。

12番（多田正成） 皆さんおはようございます。きょうもご苦労さんでございます。

それでは第10回6月定例会におきましてただいま議長のお許しをいただきましたので、通告どおり3点ばかり質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、昨日も6名のそれぞれの議員さんから質問されまして、産業問題あるいは環境問題、教育問題と出されまして、それぞれの町長のご答弁をいただいております、重複する面もあるかも知れませんが、少し変わった視点でお尋ねをしてみたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは1点目から質問させていただきます。

当地域は地場産業の衰退から、商工業や農業経営に至るまで、私たちを取り巻く環境が大変厳しい状況にあることは皆さんご存じのとおりであります。織物業界はと言いますと、大手呉服販売業者の倒産から、極めて厳しい状況にさらされております。また、社会環境はと言いますと、少子高齢化による社会保証や、原油の値上がりから物価上昇気味となっております、ますます経費がかさんでまいります。

そんな中で企業経営につきましても、経常経費と売り上げのバランスがあわなくなっている実情ではないでしょうか。近畿2府4県の5月の調査資料によりますと、負債総額36%減少しておりますが倒産件数は逆に4.2%と増加しております。つまり、負債総額は小さいけれども倒産件数がふえてきた状況にあるということでありまして、それに、地域活性化のかなめであります公

共事業も、行財政の削減から工事も少なく、今後の地域経済はますますきびしいものと予測されますが、地域にとって今何が必要で、何を取り組むべきかを考えますと、何としても地域の活性化を図る手立てが必要であります。

それには、新産業創出の仕組みを考えなければなりません。少しでも旧態から脱出し、経済の還流を円滑にする施策が地域経済活性化の基本であります。かつては企業誘致に取り組まれた時期もありましたが、今では当地域に企業誘致することすら難しいのかもしれない。しかし、本当にこのままでいいのだろうかという問題も少し心に残ります。当然誘致ができればそれにこしたことはないのですが、私の申し上げたいのは、次を担う若い世代が夢を持ち、この町に残り、みずから新たな企業を興していく、そんな具現化のできる新産業の情報を常に収集し、町民の相談にこたえていける仕組みが行政に必要と考えております。

あとは若い世代や我々町民がどうそのことに立ち向かうかであります。いかに情報化時代とはいえ、今都会と地方との格差や企業格差が生まれています。その格差の原因はさまざまですが、地方の弱い部分を補う行政の支援策が必要ではないでしょうか。したがって、府の方では綾部を起点に丹後地域北部産業支援センターがつい先日開設されましたし、それもまた関連をとりながら、連携をとりながら、当町独自の取り組みも必要ではないでしょうか。

既存の企業を守ることも大切ですが、ここ10年間ほどはそういった新たな発想で取り組んでいただきたい。本来は商工会がこういった課題に取り組むべきですが、それはそれとして、今、双方知恵を出し合うことが大切ではないでしょうか。ご存じのとおり、当地域は零細企業が多く、新しい事業の確保や取り組みができていく事実でもあります。しかし、地域の活性は企業の発展と人口の増加によって生まれてくるものと考えます。そういった観点から、ニーズにあった行政施策をしていただき、地域の発展は当然私たち町民一人一人が努力をしなければなりません。町長のご所見をお尋ねいたします。

第2問目に、環境問題に触れてみたいと思います。

新聞やテレビ報道でご存じのとおり、ドイツにおきまして主要国首脳サミットが開催され、その中で大きく取り上げられましたのが地球温暖化防止であります。現実には、異常気象ともいえる現象が国内外を問わず起きておりまして、当地でも時季外れの大雨が降ったり、つい先日でも岩滝方面で短時間に一部浸水するほどの雨が降ったそうであります。ときには、台風でもないのに必要以上に強風が吹き荒れ、何か異常を感じざるを得ません。やはり、自然環境も少し厳しくなっているのではないのでしょうか。

また最近、我が国のあちこちで地震が起きており、当地域も過去に経験があるだけに大変心配もしております。とはいえ、天災にはどうすることもできない悲しさもありまして、それでも日常的に災害や被害から少しでも暮らしを守っていくといった心がけが大事ではないのでしょうか。今月の8日のことですが、滝、与謝方面でも強いひょうが降りました。人害はもちろんのこと、農作物やビニールハウスなど、ほかにも被害が出ていなければよいのですが、大変心配をいたしました。

そういった異常気象や気象の変化をいち早く察知し、町民に知らせ、住民生活や農作物を被害から守り、日常生活の安全、安心を少しでも確保する。そのためには専門知識のある、例えば気象予報士のような専門的な職員を置き、常に町民の問い合わせや相談にこたえていけるような特

殊化が新しい施策として今後必要ではないでしょうか。町長のご所見をお尋ねいたします。

3問目の質問に入らせていただきます。

3問目は教育についてお話をさせていただきたいと思いますが、教育基本法などから教育の見直しなどが議論になったところでもあります。つい先日も政府の教育再生会議で土曜日授業が提言されました。政府は各自治体の教育委員会や各学校にその判断をゆだねると打ち出しています。全国各市町村それぞれに町の産業形態が異なっていて、地域の生活環境も当然違うわけでありまして、ましてや各家庭の生活のあり方は当然違っておりますので、習慣づいた今となつては、その判断が難しいところではありますが、当時は我が国の経済も高度成長期にあり、国民全体で追い越せ、追い抜きの時代から、少しゆとりのほしい時代になってまいりました。まず公務員から始まり、大手企業も週休2日制となりました。当然、子どもたちにもゆとり教育の大義から完全5日制教育となり、今日に至っております。

当初を思い出しますと、我々零細企業では休みたいけれども土曜日、日曜日と2日間も休めない、公務員や大手企業はいいなとよくぼやいたことをつい先日のように思い出しますが、習慣とは恐ろしいもので、今となつては子どもたちや孫たちが休んでいても、会社が休日でも全く当たり前になり、逆に土曜日なんか学校と言われると、きょうは何事ですと言ってしまうほどになりました。現在、子どもたちの教育のあり方、学識経験者や教育者の専門家の方々に議論されており、そういった中から今回の問題も提言されてきていると思います。

今の社会情勢や経済情勢から考えるとなるほどと思いますが、子どもたちの育ち方から考えますと、本当に教科授業時間の問題だけでいいのだろうか、一部疑問も残ります。当然、学問が高く、知識、教養も高い教育は怠ることなく続けていくべきですが、それとは別に、教育環境、経済環境、家庭環境が人間形成に何か関係があるのではないのでしょうか。

三つの環境のすべてを網羅したのが、そのとき、その時代の社会環境や時代背景ではないでしょうか。その中で人々は育っていくことを忘れてはなりません。毎日のように新聞、テレビで報道されておりますが、老いも若きも凶悪で残忍な犯罪が次々に起きておりまして、戦後我が国が豊かになった時代に育った心と、現在の社会環境があわなくなっているように思います。しかし、だれのせいでもありません。私たち一人一人がどんな時代背景であろうが、どんな環境であろうが、そのことをじっくりと見極め、理解し、惑わされない強い心を育てることが、今後の人間形成に必要なのではないのでしょうか。

学問や教養が高く、健康に超したことはありませんが、一番大切なことは、やはり人としての人間形成であります。教科時間の問題もありますが、専門家であります教育長に、社会環境と心の育ちをどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 多田議員さんからのご質問にお答えいたします。

1番目の新産業、企業創出のできる仕組みが今後行政に必要なものではとのことですが、ご承知のとおり、町内を取り巻く商工業の状況は厳しい経営環境のもとで、事業所数、出荷額、あ

るいは販売額、従事者数ともに統計調査の数値が示しますとおり、縮小、減少傾向で推移しております。

こうした中で、事業者の皆さんが企業を守り、発展すべく懸命な努力をされており、町といたしましても、町内の企業の方々に元気になっていただくことが町の経済の活性化につながっていくということを認識はしておりますし、また各支援制度の活用や見直し、あるいは新施策について模索をしているところであり、新産業や創業起業の誕生による町の活性化も当然望んでいるところでありまして、そのための施策として創業や規模拡大への助成金支援、それに人材育成支援も制度化しているところでございます。

多田議員ご指摘のとおり、新産業創業促進のためのシステムづくりは重要と考えておりますし、その実現に向けましては、個人の努力はもちろんであります。これを進めるためにはやはり、商工会あるいは行政がそれぞれの分野でできる支援を行うことにより、実現可能な状況が生まれてくるものと考えております。

とりわけ、商工会におきましては、経営指導員を配置し、中小零細企業の指導にあたっていただいておりますので、引き続き積極的な取り組みを望んでおります。

最後に、特殊な専門的人材による活性化とのご質問、ご意見でございますが、行政単独で特殊なそうした専門家を配置することは、相談内容が多種多様にわたる中で、それぞれに専門的かつ高レベルの知識と経験を持つ人材が必要であるということから、現在そうした、現実の問題として極めて難しい問題だと考えております。

先ほど多田議員がおっしゃいました北部産業技術支援センター、先日開所いたしました。中を見させていただきますと、本当に90種類にものぼる非常にいろんなものを分析したり、例えば磨耗度がどうか、実験をしたり、研究をしたり、またそうしたことの取り扱いのできる人材を育てる、そうした研究施設になっております。ものづくりを主にした支援をしていこうという施設で、京都府と綾部市が一緒になってそうした施設の建設を、グンゼの工場跡、会社跡を利用しておられるんですけども、これらについてはものづくりという点では専門的ないろんな知識や、あるいはそうした実験等を行う上では、大変いい施設だと思いますし、こうしたものを近いところにあります北部の我々も、ぜひそういうものがあるということをご皆さんに知っていただいて、若い方々で今後ものづくりに力を入れていこうという方たちのそうした技術的な面、あるいはいろんな研究の題材といいますか、そうしたものを提供する大事な場所になるんじゃないかと思っておりますし、そうしたそれぞれの府や町や市や、そうしたものが協力する中で、そうしたものにあっていくことが必要だと思いますし、そうしたことを若い世代の方にどんどん情報として流していく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

また、そうしたものづくりではなしに、それでは商売をどうというようなことにつきましても、なかなかそうした経営指導ということについても、町ではやりづらいところがありますし、先ほど申し上げましたように、やはり商工会等のいろんなネットワークもございますので、そうした情報をできるだけ皆さんにお知らせしていくような、そうしたシステムづくりは、これは大事だというふうに思っておりますので、これらの点につきましても、今後も力を入れてやっていきたいというふうに思っております。

創業等にそうしたかかわる制度や、情報の収集と提供、さらに重要なことは創業の業種や事業

転換、あるいは新商品開発等々、相談者等の意向にあう人材を必要に応じて派遣、招聘できるように、今後も京都府の関係機関、商工会組織、大学、民間企業とのネットワークを築き、正確なアドバイスができるような体制、仕組みづくりをつくる必要があるというふうに考えておりますので、今後もそうした方向でやってまいりたいというふうに思います。

それから2番目の、住民生活を災害や被害から守る安心、安全と災害に強いまちづくりの具現化についてでございますが、ご指摘のとおり昨今、地球温暖化や地球規模での異常気象が原因と思われる自然災害が世界的に発生しております。当地方でも、3年前の台風23号により甚大な被害が発生いたしましたし、つい先日も突然の強風とともに大雨やヒョウが降ったりと、今さらながらに自然災害の恐ろしさを体験したところでございます。

このように、ときと場所を選ばず、しかも突然襲いかかる災害に迅速に対処するため、気象予報士など専門的な知識を持った職員の必要性をご指摘いただいたわけでございますが、大雨や洪水等、情報については舞鶴海洋気象台からまっ先に連絡が入り、また刻々と変化する上空の気圧配置、アメダスによる降雨の状況や今後の予測などについても、高度情報化の現在ですので、インターネットなどを通じまして、必要な情報が、それもライブ映像で見ることができるような時代になっております。また、京都府と各市町村や消防本部を衛星と地上との二重回線結び、災害に迅速に対応できるシステムも整備されております。当町におきましては、大雨、洪水などの警報が発令された場合や、災害の発生の恐れのある場合は、総務課や各地域振興課を中心に、職員を緊急配置する体制をとり、情報の収集や情報の周知を図るなど、万全を期しているところでございますので、現在のところは気象予報士など専門的な知識を持った職員を配置する必要を見いだす状況にないというふうに考えております。

ただし、こういった以上のような体制は災害体制、必要十分に機能しなければなりません。先日も京都府、警察、そして消防組合等、職員と寄りまして、町内の防災パトロールをいたしました。8カ所危険が感じられる。土砂、土石流、あるいは堤の崩壊等々の危険性のあるところをずっと見てまわりましたが、そうした状況を常に把握し、実際に災害が起こるであろうということがあったときに、できるだけ早くその周辺の住民の方に避難勧告等を指示し、出せるように。またそれについて住民の方たちも、そういうときにはすぐここへ逃げてくださいよということを知り徹底する、そうしたことの必要性を非常に強く感じましたし、また今後におきましては、そうした箇所を常に町も把握をし、今言いますように思わぬところで思わぬことが起こるんで何とも言えませんが、いざというときにそれに巻き込まれないようにといひますか、被害にあわないように、できるだけ被害を少なくするような方策を常々考えていくことが大事ではないかというふうに考えております。

農作物への被害や、あるいは日常生活に対する不安などを取り除くということが、住民の皆さんの安心、安全に大きく寄与するものというふうに考えますので、今後におきましても、関係職員を研修に派遣するなど、専門性の高い職員の育成には引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で多田議員への答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 多田議員の私へのご質問にお答えをいたします。

まず、土曜日の授業にかかわってございます。この件につきまして、学校完全週5日制でねらいました学力、あるいは学力感、あるいは理念につきましては、それなりの評価はできるものだと思っておりますけれども、その点述べますと答弁が長くなりますので、ちょっと割愛させていただきます。技術的な問題の方でこれはお答えしたいと思っております。

きのう森本議員の質問の中でも触れましたように、再生会議の答申が実際に具現化していくのはまだ時間がかかるわけでございます。その中で、私どもどう対応していくかということになるわけでございますけれども、残念ながら私たちの町におきましては、学校教育につきましては、京都府ですと府費負担教職員にすべておんぶしているわけでございます。平たく言いますと、親会社から給料丸抱えで出向社員をいただきまして、その出向社員で学校教育を推進しているのが私たち自治体でございます。したがって、その元店でございます京都府教育委員会の方針に逆らうことはできないわけでございます。いわゆる教員の服務の問題はございます。つまり、土曜日は今休みですけれども、それを勤めるということになりますと、そうすると今服務につきましては京都府の服務規定の中でずっとやっておりますので、それはしなければならぬように法律で決まっておりますので、その問題にかかわりますので一自治体の判断ですることはちょっとできないわけでございます。いずれにしましても、そういう話が出てくれば、それなりの対応はしていかなければならないと思っております。

それから次に、子どもたちを取り巻いている環境と心の育ちということでございますけれども、これも昨日の森本議員の質問の中で答えさせていただきました。多く述べますと大変時間がかかりますので、ただこれだけは言っておきたいと思うことだけを述べさせていただきます。

まず、きのうもお話ししましたように、この時代の子どもたちを取り巻く時代の背景をつくっていったのは、我々大人であるということでございます。そして、当然その中で、子どもたちは影響を受け、そして心をつちかい、そして成長していっているわけでございます。だから、時代の背景が子どもの成長に影響がないということは、これはもう言えないわけございまして、大いにあると思うわけです。

ただ私、一番その中で気になりますことは、ぜひともまたいろいろな方々に専門家に研究していただきたいのは、いわゆるテレビでございます。いわゆるテレビが子守りをして育ててきた子どもたち、その子どもたちがどのようにその成長していったのかと、いわゆる心の中の問題でございますね。それについては、私たち、今までの科学的な検証は何もないわけでございます。その点、我々が子どもたちの心の中に覗くことが、今のところできませんし、したのもございません。そんな意味で、我々大人がつくっていった環境の中で育った子どもたちが、どのような精神的な発達をしていっているのかということは、今後の大きな私は研究のテーマじゃないかと、そのように思っておる次第でございます。いろいろ論はされていますけれども、こういうものだという話はまだ聞いたことがございません。

いずれにしましても、先ほど申しましたように、子どもたちを取り巻いている環境は我々大人がつくった環境であるということです。その影響を受けないことはないと思う次第でございます。

以上にさせていただきます。失礼しました。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） それぞれにご答弁ありがとうございました。産業につきましては、町長の方から情報、あるいはアドバイス、サポートをしていく仕組みをつくっていくということで、力強く語っていただきましたんですけども、ここでちょっと当町がここ10年間ほどのぐらいい経済が落ちておるのかというデータをもとに、ご存じだろうと思いますけれども、少し言わせていただきます。

平成9年と16年の比較でありますけれども、商業につきましては、卸売業者と小売業者とわけまして、卸売業者が63%の落ち込みとなっております。小売業者はといいますと、13%の落ち込みであります。ですから、商業につきましてはの全体では、販売額が41%と落ちております。これも平成10年と17年との比較ですけども、工業につきましては、繊維、あるいは衣料、その他の工業関係とに三つに分けて、繊維が42%の落ち込みであります。衣料関係は75%と大変大幅な落ち込みであります。その他工業関係は逆に29%と伸びておりまして、やはりこれは今の時代をあらわしているんだろうと、要するに半導体だとかデジタル関係の工業的な仕事が伸びているんじゃないかなというふうに思っていて、当町でもこのことがキーポイントだなというふうに思っております。

農業につきましては、平成11年と17年との比較でありますけれども、米の生産あるいは野菜、畜産というふうに分けて、米の産出額が19%の落ち込みであります。野菜は最近工夫をされまして、いろいろと研究しておられますので、やはり20%の増産と逆になっております。畜産は同じく13%落ち込んでおりまして、総農家数は与謝野町で現在887軒となっているようですけれども、その中で販売農家が15%の落ち込みでありまして、農家数は486軒あるそうです。それからその中でも、自給をしておられる農家はやはり自分とところで食べる分は、売る分はないけれども自分とところで食べる分はということで、ここ10年間自給農家は100%を維持しているようになっておりまして、そのようなことで大変この町の経済が落ち込んでおりまして、全体で申しましたら約半分に10年間で経済が落ちているのかなというふうに思います。

また織物業界は特別今厳しい状況にありまして、昭和50年ごろには1,000万反の生産をしておりまして、その当時2,000億円外貨を1市10町で稼いでおりましたが、50年ですから今になると30年ほど前ですけども、今と比較しますとことしの丹工の発表ですけども、75万反の生産になりまして、金額にしますと100億円ぐらいになってしまいまして、当時から言いますと雲泥の差で衰退をいたしました。

そんなようなことで、町全体を見ますと非常に厳しい町になっておりますので、やはり先ほども言いましたように、経済を何としてでも、産業を何としてでも活性化させる施策がご支援いただきたいというふうに思っております。大変、旧態を活性化させるのは、今になっては大変難しい問題でありまして、ここにも資料が商工観光課から出していただきまして、新たな産業興しへの支援、雇用の確保とあって、いっぱいそれぞれに支援策を出していただいております。本当に我々商工業者にとりましたらありがたいことだなというふうには思っております。

しかし、今大事なのは、こういう旧態を支援をするのではなく、新しい産業にどうとり向かっていくかということ考えた支援策でなければなりません。補助政策は決して前には進みません。支援策はやはり前に進みます。それでも我々、この町の中で一つ一つ、企業を興していこうと思うと大変な至難の技ではありません。でも、そういう方々がこの町にも随分能力のある方、また若い方々がおいでますので、その方がこの町に残って何としても企業を一つずつ興していけるような仕組みを当町で

考えていただきたいなというふうに思っております。

2問目には教育問題として、今教育長から教育委員会は国のルールの中で自治体だけでできる問題ではないというふうにおっしゃいまして、そのことは当然そうであろうと思います。そうとは言いますけれども、やはりその子どもの教育につきましては、いろいろと奥が深いものですから、一言ではとても言いあらわせないんですけれども、やはり私は基本的の基本中ですけれども、教育というものは要するに学校は学問を習い、地域は社会の常識を習い、家庭は生活をする姿勢を習うというのが人間形成の基本だろうというふうに思っておりますけれども、やはり戦後、平和になった日本では、そういうことが忘れられ、学校が悪い、地域が悪い、家庭が悪いと、・・・をしているような世相に今なっております。その辺を十分考えながら、専門家であり、教育の専門家であり教育委員会で十分その地域性をとらえていただいて、今後そういう教育に向けて発信していただきたいなというふうに考えておまして、そのことを教育長にお願いし、また再度そのことについて質問させていただきます。

後先になりましたけれども、環境問題につきましては、町長からる説明していただき答弁していただきましたことを聞かせていただきますと、非常に力を入れていただいておいて、そのことが十分庁舎の中で町民に対して発信ができるような仕組みを十分整えていただけたらいいかなというふうに思います。

以上をもちまして2回目の質問をさせていただきます。それぞれにまたお答えがいただけたらありがたいなと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 2回目のご質問にお答えいたします。

非常にこの産業の活性化あるいはこの地域経済の再生ということにつきましては、本当に難しい、頭の痛い、また大事な問題であるというふうに考えております。行政ができます範囲というのは、非常に限られておりますし、多くの町民の皆さんがそれに対し期待をしていただいているということも痛いほどよくわかるわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、いろんな方の力を借りて、あるいはそうした仕組みを、情報をやはりできるだけ多くの情報を町の職員も汗をかきながら集めて、皆さんにお伝えするということが大事ではないかというふうに思っております。

先日も、これは観光の方ですけれども、丹キャンの方で東京で丹後一円の各市町や商工会、観光協会が集まりまして、観光の関係のフェアを行いました。東京で出て行って、自分たちの町のPRをそれぞれがし、そして丹後に誘客を図ろうというふうなことでまいりましたけれども、いろんな都会の・・・のそこそこの旅行業界の皆さんたちのお話で、いろいろとしておりましたけれども、やはり観光ということから考えますと、確かにこの地域には橋立があったりするんですが、もっともとうちの町なんかは地味なんですけれども、あそこで感じたのは、むしろ今度は地味が売りになるのではないなというふうな感じがしました。はっきり申し上げますと、夕張の市が破綻しましたのも、メロン城というような張りぼての城をつくったりしてやったと。そうじゃない、丹後は地味ですけれども、ほんまもののあるところなんですということでPRをしてきたんですけれども、着物にしましても、着るものにしましても食べるものにしましても、あるいはいろんな文化遺産、あるいは自然環境、すべてほんまものなので、それをどう生かしてPRし

ていくかということが大事なというふうに思いましたし、そのエージェントの方が言われましたのは、与謝野町あたり農業が中心ならグリーンツーリズム、要するに農家の人たちが民宿のような形で農業体験をしてもらって、そしてする。それともう一つ、エージェントの方が目をひかれましたのは、やはりちりめん街道、あそこのところで実際にまだ機音も聞こえる、あるいは昔の情景が残っている、そうしたものに対して興味を持たれたのは唯一だったんです。

ですから、まだその与謝野町にある産業は、確かに今は疲弊はしておりますけれども、それらのいろんな蓄積、あるいはその財産というものがまだまだあると思いますので、一つ観光という面から見れば、そうした産業を売っていくということが一つの手法ではないかなと思います。それも外へ出てみて、いろんな話を聞いて初めてわかることでございますので、そうした情報を皆さん方に的確にお知らせする、またそうしたものをつないでいく仕事を役場が担うべきことではないかなというふうに思っております。

ですから、織物についても、東京へ行きますときは着物を着ていきますけれども、やはりそのことによって糸口になって、いろんな方とのお話ができて、ネットワークができればというふうな思いがあってそうした格好で出かけるんですけども、やはりいろんなそういう情報なり、私なんか鈍いので余りぴんときませんけれども、実際にものをつくったり、商売をしたりしておられる方は、いろんなそうした情報を聞くことによって、またそれが一つの起爆剤に、ヒントになったりすることもあるかと思いますので、そうした脇役での応援をぜひ町もやっていきたいなというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 多田議員さんの2問目の私への質問に対しましてお答えさせていただきます。

先ほど議員さん、学校、地域、家庭の役割についてお考えを述べられました。私もそのとおりだと思っております。ただ、言葉が違っているだけのことでございまして、おさえておられることは同じことであると思っております。

この学校は学校の役割、地域は地域の役割、家庭は家庭の役割、これはいつも言われていることでございまして、これらがそれぞれの役割を分担し、その役割をしっかりと果たして、互いが手を結んでいくのが、子どもたちの教育だと、私たち子どもたちを育てるんだというわけでございます。それを一つ追求していこうとしたのが、完全学校週5日制の理念であったわけでございます。確かに先ほど議員さん仰せのとおり、あの5日制が出てきたころは、日本はまさに、あとになってバブルだと言われるわけでございますけれども、非常に経済的に繁栄していきまして、皆さんに余裕があったと思います。残念ながら、この完全学校週5日制が実施されたころから、日本の経済は下降気味に、下降に入っていくわけでございます。したがって、それを、その理念を実現していくためのその基盤がなくなっていったと、壊れていったというのが私自身はこの学校完全週5日制の、言いましたら悲劇だったと、そのように思っておるわけでございます。

いずれにしましても、この学校、地域、家庭それぞれが子どもを育てていく中で、担わなければならない役割、それをしっかりと果たしていただきたいと、そのように思っておる次第でございます。

特に今、いろいろ出てきているのが、家庭のことも事実だと思います。不謹慎かもしれませんが、ホトトギスになった親たちがようけ出てきておる悲劇も多ございます。ホトトギスと

というのは人の巢に卵を産んで他の鳥に育てさせるんだそうですね。そのような状況が一番今憂うべきことだと思っております。そんな状況もございますし、改めて、何度も申しますけれども、その学校、地域、家庭の役割をしっかりと認識して果たしていただくことに教育の再生はあり、そのように思っておる次第でございます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） ありがとうございます。町長には再度答弁をしていただきまして、いろいろと支援策、今後の方針、あるいは考え方を聞かせていただきました。そのことにつきましては、町長が考えておられるように進めていただきたいと思います。しかし、それを具現化していくその仕組みというものが、本当にその仕組みをつくっていかねば、考えだけでは前へ進みませんので、何とか行政がそういうふう、町長がそういうふうにお思いでしたら、ぜひとも具現化へ向けてそういう組織づくり、組織をつくって具現化に向けて支援していくという方法をとっていただけたらありがたいと思います。そのことについてお願いをしておきまして、次に教育長に今ご答弁いただきまして、なるほど同じように、教育長も同じように感じておられるんだということがよくわかりましたけれども、地域をやはり、地域というのか社会を変えていくには、やっぱり教育委員会だけで話すのではなく、今、学校、地域、家庭というこの三者があって初めて子どもの教育の現場が成り立つと思いますので、今後その三者が、教育委員会あるいは地域、家庭とその三者の代表で今後は話が、協議ができるような仕組みをつくっていただいて、本当にこの町の社会一人一人を認識を変えていくような仕組みをしていただければ、合わせあいをするような時代から少し脱却できるのではないかなというふうに思いますので、ぜひその三者協議会ができるような仕組みができていただけたらありがたいと思、またそのことをお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（糸井満雄） これで多田正成議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

11時15分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時59分）

（再開 午前11時15分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

7番、伊藤幸男議員。

- 7 番（伊藤幸男） それでは私は、事前通告に基づき、来年から始まるお年寄りの後期高齢者医療制度について一般質問を行います。

昨年、国会で自民党、公明党によって強行可決された医療改革関連法は、昨年10月から現役並みの所得がある高齢者の3割負担や、医療病床の食事、居住費の保険外しなど、自己負担化に始まり、来年4月からは後期高齢者医療制度の実施や、70歳から74歳までの高齢者の自己負担2割化、療養病床の削減計画の具体化、自治体検診の民間委託化など、さまざまな課題が本格的に実施されようとしています。その内容は、約400もの政省令に基づいて実施されるわけですが、まさに高齢者は長生きするなといわんばかりの耐えがたい負担増になっています。

自民党と公明党の政府与党は、昨年4月医療改革関連法の先取りともいべき診療報酬と介護報酬の引き下げを実施、医科歯科の診療報酬でマイナス3.16%、介護報酬で2.4%という史上最大の引き上げ幅を実施しました。医療機関の経営で極めて困難で事態に追い込み、今全国の病院の半数以上、自治体病院では7割以上が赤字経営に陥っています。さらに、リハビリ医療が180日を限度に打ち切れ、療養病床が成り立たないような診療報酬が設定され、軽度介護電動ベッドを27万台も取り上げるなど、医療改革関連法の先取りともいえる改悪を連続的に行ってきました。

この結果、既に全国各地で医療機関の閉鎖、廃止、診療科の廃止が相次ぎ、介護難民、医療難民、出産難民、リハビリ難民などと言われるような状況が急速に広がり、受け入れ先がないために妊婦が死亡するなど、こういった事件も多発しています。

この数年間、お産ができる医療施設は半減し、小児科も10年で2割減少し、急速に医療体制が崩壊しつつあります。このようなことは、かつて経験したことのない事態です。これは長年の自民党政府、中でも自民党と公明党の小泉・安倍政権の医療、社会保障の構造改革によって引き起こされたものであります。

しかし、この医療崩壊現象は、序章というべきもので、来年以降本格的に実施されることにより、さらに取り返しのつかない事態が医療現場でも予想され、不安が広がっています。特にこの最大の一つ、後期高齢者医療であります。75歳以上の高齢者すべてを一つの保険にしようというもので、約1,300万人が対象となります。現在、子どもの扶養家族に入っている200万人も新たに保険を徴収されることになり、また夫が75歳以上で妻が75歳未満の場合、夫の後期高齢者医療への移行に伴い、妻は国民健康保険料を納めることになり、2つの保険の料金を払うことになる。初年度、来年ですが、平均保険料は6万1,000円が想定され、しかも月1万5,000円以上の年金者には介護保険料とともに後期高齢者医療の保険料も年金から天引き、あわせて1万円以上の保険料が徴収されます。窓口自己負担金も1割徴収される。保険料を滞納すれば、国保と同様資格証が発行され、窓口では医療費全額の負担となります。さらに、今後現役世代の減少が見込まれるために、保険料の引き上げが予定され、2015年には平均8万5,000円と推定されています。また、後期高齢者医療制度における診療報酬は一般とは区分され、定額制や人頭制が検討されています。病気が多いハイリスクの高齢者だけを集めたこの制度の設計では、今後医療費が上がれば保険料の引き上げに連動し、仮に保険料を上げないとすると報酬を引き下げるといふ、悪夢のリサイクルであります。

透析患者でつくる全国腎臓患者協議会などでは、こうした制度によって高齢者の透析治療が切り捨てられるのではないかと危機感を強めるのも当然のことです。病気を年齢で区分し、しかも報酬まで差別するという、これほど残酷な制度は歴史的にも、世界的にも類を見ない最悪の医療制度であります。

療養病床に削減についても、2012年までに38万床から15万床へ厚生省の指導に基づいて各都道府県で数値目標を設定し、削減に向けての具体化が進められています。例えば高知県では、現在の8,000床を3,000床へ削減が迫られています。施設や在宅の受け皿も整っていない貧弱な条件のもとで、どうして老後の安心を確保せよということが出来るのか、全く乱暴な計画であります。しかも、これほどひどい制度と現状であるにもかかわらず、後期高齢者医療

はほとんどの国民には知らされていないこと、実施まで10カ月を切った現時点も、自治体担当者でさえ何ら具体的な情報が知らされていないことは重大な問題であり、大混乱が予想されています。

民医連は、昨年全国で2万人の高齢者を対象に生活、医療、介護の実態調査を行いました。調査では、年収10万円未満の人が全体の4割を占め、特に女性では半数を超えている。これは生活保護基準と同じ、もしくはそれ以下の生活を余儀なくされていることを意味しています。回答者の3人に1人が、生活が苦しいと答え、6人に1人が生活費が足りず、食費、被服費などを切り詰め、それでも足りず、なけなしの蓄えを取り崩している人が1割を超えています。さらに、所得が低い人ほど外出頻度が少なく、月収10万円未満の人の35%以上がほとんど外出しないと回答しているなど、孤立を強めざるを得ない状況に陥っています。

この調査結果は、高齢者にこれ以上の負担を強いることは限界をはるかに超えていることを示しています。推計で年間1万人を超えると言われる孤独死の実態や、国保証を取り上げで手遅れ死亡、介護疲れによる介護殺人が後を絶ちません。かつて1973年、全国一律で老人医療無料化制度が実現し、ときの総理大臣はこの年を福祉元年だと宣言しました。しかし10年後には、再び有料化になり、負担は増加の一途をたどっています。日本はいつからこれほど高齢者に冷たい国になってしまったのか。新たに耐えがたい負担を強いる後期高齢者医療制度、療養病床の大幅削減など、医療制度改革関連法の実施は、日本の医療制度と高齢者をはじめ国民の人権、生存権を著しく侵害するものであり、将来に対して大きな禍根を残すことになり、直ちに中止すべきであると考えます。

そもそも、自民党と公明党の小泉・安倍政権のもとで進められているこの医療構造改革路線の最大のねらいは、25年までに現在の国民医療費を年間8兆円削減し、国の負担を減らすことにあると言われています。必要な医療を求めたいなら、どうぞ自己負担、自己責任で行ってください、民間の医療保険や介護保険に大いに活用してください、こういう自己責任、医療の民営化が根底にあります。医療負担がふえるほど、ビジネスチャンスが広がるとして、民間保険会社が虎視眈々とねらっています。94年以来、毎年行われてきたアメリカからの日本政府への年次改革要望書でも、医療分野の規制緩和を求める強い要望が出され、日本の財界の強力な要求とともに、政府与党は医療、介護、年金などの社会保障の改悪と規制緩和によってその要望に最大限こたえてきました。アリコ、アフラックなど、外資系民間医療保険が毎日のようにテレビなどで宣伝しているのはそのあらわれです。これら第三分野といわれる民間医療保険は急増し、莫大な利益をあげています。

医療や介護、年金は、憲法で保証された国民一人一人の固有の権利であり、お金のある人だけが利用できる制度であってはならないと思います。国際的に見て、余りにも少なすぎるGDP対比の社会保障への支出の少なさにこそ、最大の要因があります。それでも日本の医療に対して、国際的に高い評価を得ているのは、40年来貫いてきたすべての国民を公的医療保険で網羅する国民皆保険制度と改善を求める国民的運動の成果であります。また、少ない人数、貧弱な予算の中でも、献身的に働いている医療関係者の奮闘があることにほかありません。

WHOの統計では、人口10万人当たり日本の医師数は192人、世界で63番目、看護師は27位、全体でOECD加盟30カ国中27位であります。問題は、医師の地域偏差ではなく、

絶対的な医師不足にこそ問題があります。少なくとも、OECD平均水準の10万人当たり300人にするには、あと13万人の医師の増員が必要です。世界各国が医師数をふやす努力を続けてきたこの25年間、日本政府は医師過剰論を振りまき、医学部定員を減らしてきたことです。医師の過労死、過労自殺も後を絶たないのが現状です。日本看護協会の調査では、新人看護師の9.4%が余りにも過酷な労働実態のために、1年以内に職場を去る現実があること。この数は何と看護学校140校分に相当するものです。過酷な労働実態を改めることは、すべての患者に行き届いた看護体制を確立すると同時に、働き続けられる条件整備をすることになるのです。

政府は、マスコミを動員して医療費が高すぎると宣伝しています。しかし、主な国のGDP国民総計算に対する医療費の割合を見ますと、アメリカがトップで、それに続いてヨーロッパ諸国が続きます。18番目になって日本、7.9%でアメリカの約半分です。ですから、国際的にも医療費が高過ぎるという根拠はない。また、日本の医療費が高いという問題では、国際的に見て薬の新薬、いわゆる新製品の価格とアメリカなどから入れている医療機材、医療機器、これが異常に高いこと、これが大きな問題です。こうした点でも、せめてヨーロッパやOECD並みに政府も医療費を出すべきです。それだけで、新たに12兆円から14兆円の医療費の確保ができます。

高齢化がピークを迎える2025年の総医療費を厚生省は43兆円と想定しています。現在、医療費総額は30兆円ですから、十分可能です。これが実現すれば、この間行ってきた数々の医療費負担増政策、これをもとに戻すことができ、さらに医療改革関連法による新たな負担増は不必要、医師、看護師の増員、確保も十分可能であります。

政府与党の自民党と公明党は、金がないといって定率減税を廃止、今でも厳しい暮らしを強いられている高齢者や国民の税負担を1兆7,000億円も押しつけながら、その1兆7,000億円分をそっくりそのまま史上空前の大もうけを続けている大企業などの減税にまわしているんです。そして、国民の大きな批判を受けているのに、むだな巨大ダム、高速道路の建設など、莫大な予算の大型開発を今でも続け、軍事費には5兆円、また在日米軍基地の再編には3兆円もつぎ込もうとしています。このように日本は、金がないのではなく、税金の使い方が逆立ちしているんです。

それでは後期高齢者医療について質問します。

1点目の質問。この数年、自民党と公明党の政府は、度重なる高齢者への増税や医療、介護、年金など、社会保障の後退を推し進めています。また、家計収入では雇用情勢も厳しく、本町の住民の暮らしはかつてなく危機的な状況に置かれています。こうしたもつで、すべのお年寄りに後期高齢者医療制度の保険料を、来年度から負担させることになるわけですが、福祉のまちづくりを進める町長として、この現状をどのように考えておられるのかお尋ねしたい。

二つ目、与謝野町は高齢者世帯や独居老人が約2割を占める町になろうとしています。この間の年金問題も、高齢者に大きな不安を与えています。後期高齢者医療の保険料が支払えないような高齢者も出てくるのではないかと私は心配しています。保険料が払えず滞納したときに、同制度では国保証の取り上げも決めています。国保証の取り上げは命にかかわる重大問題です。本町ではどう対応しようと考えているのか、この点も国、府に改善を要求すべきことも含めて、見解をお聞かせ願いたいと思います。

3点目の質問。特に高齢者の医療では、予防対策が大変重要になってきています。この点で、本町の無料検診制度は大きな役割を持った取り組みであります。後期高齢者医療制度のもとでは、無料検診が続けることが可能なのか、続けられない場合はどういう対応をするのか、このことをお尋ねして第1回目の質問とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員からの後期高齢者医療制度についてのご質問の1点目、後期高齢者の保険料負担についてでございますが、平成20年の月から制度開始となります後期高齢者医療制度は、老人保健医療制度にかわり75歳以上の高齢者を対象として医療給付を実施する制度となりますが、この制度では老人保健制度にはない保険料が新たに導入されることとなります。

現行の老人保健制度は、平成14年度から対象年齢を70歳から75歳までを段階的に引き上げており、これが来年9月をもって完了することで、これまでの受給者数減少から一転し、10月以降には年齢到達によって受給者数が増加に転ずるとともに、医療給付費の増加も見込まれ、今後現在の給付水準、一般の高齢者は医療費の1割、先ほどおっしゃった現役並の所得の高齢者は3割を負担ということの維持が困難になり、また世代間での不公平感も大きくなってまいります。

このため、後期高齢者医療制度では老人保健医療制度のようにそれぞれの加入保険に保険料を納める形式ではなく、給付費の5割を公費、4割を現役世代からの支援金、残りの1割を高齢者の保険料で賄う社会保険方式とし、給付水準の維持とともに若年者と高齢者の負担関係を明確にしております。

保険料については、現在国民健康保険にご加入の高齢者の方々には保険税を納めていただいておりますが、来年4月から後期高齢者医療の開始によって、新たな保険料負担が必要となるのではなく、国保税にかわって後期高齢者医療制度の保険料を納めることとなり、国保制度と同様に所得状況に応じた保険料の軽減措置が受けられるため、国保税と比較して保険料負担が大きくなり過ぎることのないように配慮されているというふうに思っております。

また、社会保険に加入しているお子さんの被扶養者となっている高齢者は、これまで保険料を納める必要はありませんでしたが、後期高齢者医療制度へ加入することにより、新たに保険料負担が発生することとなりますが、激変緩和の観点から、制度加入後2年間は応益分保険料については、通常の2分の1とし、その措置は来年4月以降に制度加入される方についても適用されることとなります。

このように、国保加入者と社会保険加入者の方とは後期高齢者医療に対する負担がこれまでとは異なり、一本化されるわけではございますが、先に述べました世代間の不公平感の解消や給付水準の維持を目的に新設される制度でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

次に、2点目の保険証の取り上げ問題についてでございますが、後期高齢者医療制度の保険料滞納者への対応としては、国保と同様に被保険者間の不公平の確保と制度に対する信頼を維持するため、悪質な滞納者には被保険者証にかえて資格証明書、これは交付された被保険者は医療費全額を一たん負担し、あとで申請により償還を受けることになるというふうな方向で交付できるとしておりますが、特別の事情のある方には、資格証明書は発行しないこととなっております。

資格証明書の交付は、あくまで払える能力がありながら払わない悪質滞納者に限定されておりますので、特別の事情がある方については、被保険者証更新までの有効期限を通常の期間より短くした短期被保険者証を発行することで、滞納者との接触機会をふやし、保険料の納付について働きかけていくこととしております。この場合には、滞納があっても通常の医療給付を受けることができますので、医療費全額負担を滞納者へ強いることにより、生命にかかわるような受診抑制が発生することがないよう、配慮されております。与謝野町におきましても、住民の方の話を十分お聞きし、適切に対応してまいりたいと思います。

次に3点目の高齢者の検診制度についてでございますが、与謝野町の住民検診については、基本検診とがん検診を同時に行う総合検診とし、対象年齢になれば無料で受診いただいております。これが平成20年度からは、基本検診部分については加入保険での受診となり、がん検診については町で行うこととなります。後期高齢者医療制度のもとで検診事由につきましても、現在広域連合の事業部会において検討を進めているところであり、事業は広域連動が実施することとなっておりますが、事業実施が困難な場合には、市町村へ委託できることとしております。事業部会においては、広域連合が検診事業に対するノウハウがほとんどないため、これまでの事業実績の蓄積のある市町村へ委託する方向での検討がされているというふうになっております。

また、検診にかかる費用につきましても、後期高齢者医療制度の保険料及び市町村からの分布金により賄うことになるため、費用の算定に大きなウエイトを占める実施方法や、被保険者の費用負担については広域連合と市町村間で地域の実情に応じて判断していく必要があるため、現在検討されているというふうにお聞きをいたしております。

したがいまして当町としての対応は、この広域連合の検討結果を待ってからになります。町が実施しなければならない検診との連携もあることから、早急に検討を進めていただくよう、広域連合に意見を申し上げているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上で伊藤議員さんへの質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 制度説明も含めてご答弁いただいたわけですが、冒頭はかなり早口だったんで聞きにくかったと思いますが、時間の関係もあって早口で申しわけありませんでしたが、私幾つかね、非常に今回の制度ですね、いわゆる後期高齢者医療の制度の問題点、それからそれにセットで医療改革が行われたんですが、その中身についてはね、今述べたとおりです、概要は、私が大事だと思ったのは、そのねらいがですね、医療削減にあるんだと、国から出す分をどれだけ減らすかということが中心的なねらいであるということです。

だから、憲法でうたわれているね、25条でうたわれている生存権ですね、国民が生きていく、これは年寄りだからもういいんだとかいうことは法律にはないんですよ。問題なのは、その後期高齢者の方々、いわゆる高齢者の方々も含めて、きちっと文化的な最低限の生活ができるということが大事なんだということです。

ところが、今言いましたように国は、まず先に削減ありきから始まっているんです。ここに最大の問題があると。なのに、片方で私も述べましたが、幾つか、企業がですね、大企業には大判ふるまいなんです。この医療制度についてでもそうなんです。この本質をしっかりと、私は町の

理事者としては認識していただきたいというふうに思っています。そのことを踏まえた上で、こういう制度の認識にかからないといけないのではないかというふうに思っています。それはなぜ今こういうことをしつこく言うかといいますと、今の政府の私は答弁書じゃないかと思いますが、これもこの条例を決める段階でも、私答弁を求めたときに、現役世代との公平性、それから均等化ということをおっしゃいました。しかし私はね、本当にそうなのかと、さっき私質問の中で言いましたね、老人世帯と独居老人の数、世帯構成がですよ、全町の2割に近いんですよ。これはもう皆さんご存じですよ。2割になろうとしているのに、これほど大きくなっているのに、不安はどんどん広がっているんですよ。医療費の生活不安は言いましたね、これはよその町のデータですからイコールではないでしょう。しかし、少なくともね、八十何%の方がね、生きていく上で医療にかかったら大変だということをおっしゃっているんですよ。だから、そういうことを勘案したときに、私はむしろ特別な支援こそいるんじゃないかと、そういうこっち側、いわゆる行政側からすれば、いうことを言っているんですね。だからそういう角度から、ぜひこの高齢者医療にかかわる、もしくは高齢者対策にかかわる視点が重要だということをおっしゃりたいというふうに思っています。その点で、見解があったらご答弁願いたいというふうに思っています。

それから、幾つか私これに関連して申し上げておかなければならない問題があるんですが、どこまで言えるか時間の関係ですが、一つはですね、私は民医連の調査を言いました。ことし春の、これは民医連ではありませんが、民間の医療機関が調査を行ったんです。これは大体4,000人ぐらいを調査したようですが、こういうことになっているんですね。例えば、今申し上げたのと重複するようなどころでありますけれども、これは病気になったときに医療が払えないことへの不安、例えば年収が800万円クラスの所得だったら、この方でも36%、3分の1ですよ。年収が300万円以下の場合ね、どんと上がって倍以上、84%の人が不安を覚えているんです。ここに示されている、いうことですね。ですから、共産党が勝手に言っているんじゃないんです。客観的なデータに基づいて言っているんです。だから、これが貧乏のために医療が打ち切られたり、診療が打ち切られるような制度は困るということは考え方としてしっかり持っていたいただきたいという点です。

二つ目の点はですね、ご存じのように、ちょっとこれは町の理事者の方も誤解がされてはいけないことなのであえて町民の皆さんから出ている点を申し上げておきます。以前にも、合併によって、国の制度の問題で、国のサービスカットが、国によるサービスカットですよ、町にも大きな町の合併の結果だという理解がある点は再三私も指摘してきたところですので、もう1点、この医療の問題であります。去年の4月から実施されたわけですよ。ご存じのように、介護ベッドの取り上げ、そうですね。それが、本町が合併したためにサービス低下が起こったとって私のところにも声がかかけられました。これは違うという話をしたんですが、しかしそういう誤解が生まれているわけですね。ですから、改めてこの点は町の理事者としても、行政の正確なことをですよ、別にうちではありませんと言ったってしゃあないんですけれども、しかし正確に情報を伝えるという努力をしていただきたいというふうに思います。

行政というのはね、どこの町でも大体そういう傾向に陥るんですがね、国はこういう制度をつくったと、すぐそのまま、印刷をそのまま借りちゃうんですよ。町の主体性がない。町は独自に

そのことはきちっと自分の町に具体化して、ぜひそういうものを印刷を出すようにしてほしいというふうに思います。

それから三つ目の問題。私はこれほど大変になってきているのは、ちょっと町長の答弁を聞いていて、あまりそんなに認識が厳しい認識をしておられるのではないかというふうに思ったんです。それは、例えば私さっき言いましたね、幾つか。医療制度の崩壊が、序章が始まりかけているということを言いました。私はね、そういう事態は述べたとおりですが、そのことに対する自治体独自の支援策や対応策も要ると。もちろん本町はそれなりに努力をいろいろとされています。検診の無料化の問題にしてもね、いろいろとされています。私はね、例えばいろんな手はあると思うんですが、これは例えば国民健康保険税の引き下げの問題だってそうだと。いろんな支援策をもっと工夫してすべきだと、この点をぜひ支援を具体化していただきたいというふうに思っています。

もう1点、あと二つあります。要約しますね。京都府下でもこの間、いろんな改善の取り組みが進んでいます。私がオーバーに言ったのではなくて、先ほどね、一般質問で言ったのはオーバーではなくて、京都府もようやくここへきて、もの見直しをしています。大変な事態だという認識に立ったようです。それは日本共産党は昨年から医療機関や開業医との懇談をずっと進めてきました。こういう声を反映して、医療の緊急対策の政策をつくりまして、京都府にも申し入れました。一部の方は見たことがあると思うんですが、ピラも全域ではありませんが配って、こういう見解だということをお聞きしました。その結果ですね、ことしの予算で京都府は、医師確保、当初こう言っていたんです、医師確保は市町村の責任だと言っていたんです。言葉の言い方は違いますよ。中身ははっきり言うとそうなんです。医師確保は市町村の責任だというのが京都府の見解だったんです。それをようやく態度を改めて、事態の重大性から、医療体制充実のために6億円の予算計上をしました。このことは画期的です。私どもは非常に評価しています。こういう点で、大いにこの制度もですね、本町も利用できることは大いに活用することも含めて、ご検討したいということです。

最後に、時間がありませんから最後の質問になると思いますが、憲法25条の生存権という問題は冒頭に言いました。これは基本的に、医療制度を守るのは国の責任です。それは今の制度は言いましたね、市町村には医療制度をつくる権限はないんですから。ですから、国の責任だということをはっきりさせた上で、この立場から高齢者医療制度がいろいろと問題がある、私はやってみないとわからないではなくて、想定できると。国保以上の事態になってくると。それはお年寄りが医療がかかるかという話をしましたね。何ほども負担がふえますよ。ですから、そういうことが明らかに想定できるので、撤廃、見直しを国や府に私は申し入れるべきだと、改善策も含めて、いうことを申し上げたいと思っています。

以上の点を答弁できれば答弁をお願いしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 基本的にこうした新しい制度が導入されることによって、いろいろなプラスもあればマイナスもあるというふうには思っております。今、こういう非常に財政的な厳しい中で、お互いに負担をしていこうというふうな、そういう考え方の中から、あるいはそのいろいろとある医療制度の一つの方法として、こういう方法が生まれてきたというふうに思いますし、おっし

やるとおり、ねらいは医療費削減ありだというふうな考え方も、これは十分できることだというふうに思っております。

そうした中で、我々の市町村の町であるこの我が町を守っていくためには、やはりおっしゃるとおりに、おかしいと思えることは当然申し上げていく必要があるでしょうし、改善策についてもやはり取り組み、いろいろな国へ対するそういう改善策を申し入れること、あるいは自分たちの町の中で、じゃあそうした問題をどうしていこうかということ、もっと工夫したり、考えることは当然必要になってくることだろうというふうに思います。

しかし、この制度がもう間もなく始まりますので、それらについておっしゃったようにわからないというだけではなしに、やはりもう少し中身について明確になるように、担当課を通じて、やはりそれらについてももう少し的確な情報を早く知ることによって、それに対する対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 幾つかの点で、まだまだ十分納得できるわけではありませんが、できるだけ努力をしていくという町長の答弁がありましたので、そこは指摘した内容をですね、十分担当課も含めて、具体化していただきたいというふうに思っています。

私、もう最後ですので特に言いませんが、非常にここへきてね、医療崩壊はもう目に見えているのではないかというふうに思っています。国も何らかの対応をとるでしょう。とらざるを得んところにくると思います。私はそういう事態の中で振り回されずに、自治体の担当課や自治体としては、主体性をもってですね、健康をどう対策を進めていくかという、このスタンスをしっかりと持たないと、国の制度に振り回されてどうなっているんだという批判だけは町がくると。これはほかの課でも同じですよ。今の政治は全部そうなんですから。悪いつけは全部自治体の窓口、こうなっているんですから。

ですから、そこが恐ろしいわけで、むしろしっかりとですね、町は町独自の主体性を持ってやるということが大事だという点と。

以上で終わります。

議 長（糸井満雄） これで伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

それではここで昼食休憩に入りたいと思います。

再開は1時30分とさせていただきます。

1時30分まで昼食休憩といたします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後1時30分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問をしたいと思います。

16番、有吉 正議員の一般質問を許します。

16番、有吉 正議員。

16番（有吉 正） 私は通告のとおり、クールビズの推進、有害獣対策、岩屋西部辺地総合計画、以上3点について町長に質問をいたします。

はじめに、クールビズの推進について質問をいたします。クールビズは何年前から始まったの

か記憶が定かではありませんが、当初の呼び名はエコスタイルでありました。旧野田川町の議員のとき、エコスタイルを行政は行いますが議会はいかがされますかと、当時の吉田総務課長から議会に対して問いかけがあり、すぐには旧野田川町議会も実施できなかったのですが、エコスタイルの理解を深めることによって実施ができ、合併した3町では、議会として唯一野田川町議会が実施をしておりました。小泉前首相のとき、マスコミによって今ではクールビズとして定着をしています。当与謝野町議会も議論を重ねながら、当初からクールビズを実施をしております。

冷房の設定温度を28度とし、エネルギーの消費を少しでも減らし、温室効果ガスの削減に努めるのが本来の目的であると私は理解をしております。まず行政からということで、恐らく国、地方を問わず、全国津々浦々のそれぞれの庁舎で実施をされていると思います。町長もよくご存じのとおり、旧但東町は行政も議会も早くからエコスタイルに取り組んでおられます。旧町長は今は豊岡市の副市長をやっておられると思いますが、率先してノーネクタイ、またエコスタイルを進めていこうと、そういう姿勢が感じられました。

最終処分場の施設に行った青垣町でもエコスタイルを実施しています。どうぞ暑ければネクタイを外し、胸襟を開いてお互いに勉強いたしましょうと、そういったあいさつが印象深かった記憶がございます。

社会的責任の重い行政や議会、また関係団体、大会社にはできる協力はすべきと思いますし、個人であっても、また個人に対しても、できる協力を呼びかけるのも大事なことはないかと、このように考えます。大事なことは、冷房設定温度を28度の設定を守り、暑ければ上着を脱ぎ、またネクタイをとることだと思えます。上着を着てネクタイをしめ、暑いからといってクーラーをがんがんかける、そんな時代ではないという認識が必要だと思えます。

広報よさの6月号で、野田川衛生プラントのし尿収集車の燃料を廃食用油を原料のバイオディーゼルを試験的ではありますが導入し、業務されております。そういった記事が載っております。また、きのうの一般質問でも町長の答弁にもそういったことがありました。大変いいことだと思えます。

ネクタイはしてもいいし、しなくてもいい。しなくても失礼にはあたらない、こういった考えが必要となってきました。なぜエコスタイルであり、クールビズなのか、この精神を町民の方や来庁される方に伝えることも大事なことだと私は考えます。この点について、町長のお考えをお尋ねをいたします。

次に、有害獣対策について質問をいたします。何年前だったか忘れましたが、旧野田川町の浪江農林課長に、今も農林課長をされておりますが、一般質問でなぜイノシシやシカが農地を荒らすようになったのか、この原因は何かと質問をしたことがあります。失笑されておられる議員さんもありました。なぜこうなったのか、やっぱりこの原因を本当ははっきりとつかみ、そしてその対策を講じることが必要だと思えます。

一月ほど前、NHKの教育で害獣列島という番組をしていました。滋賀県のサル飼いの放映でありましたが、番組をちょっと用があり最後まで見られませんでした。その原因と対策はなかったと、このように思えます。昨年の6月議会より1年間、犬の活用、また先進地の紹介など質問をしてまいりました。追い払い犬、先進地では追い払い犬、このように基本的に呼んでおりますが、私は里を守る犬、里守犬とそのような形で育成ができたらなと、勝手に考えております。

今、町と府でその府の関連機関との協議に入っておられると聞いております。協議の現状と今後の見通しについて、町長に質問をいたします。

また、3月議会でその里守犬育成助成金について質問をいたしました。地域力再生推進枠が設けられた、また地域力再生プロジェクト会議というのも府の指導で開かれる、その会議に町長も出席するからそこで聞いてみるというご答弁でございました。その会議もスタートされたというふうに聞いております。どんな状況でしょうか、質問をいたします。

最後に、岩屋西部辺地総合計画について質問をいたします。振り返れば、福祉の里整備、町道藤の森線、町道岩屋川線、その他スワ線とかいろいろと大きな事業、小さな事業続いております。完成をしております。まだ岩屋川線は途中でございます。しかし、町道大門線、あるいは雲岩水路、宮下水路、農道など、地域の要望をしていかなければならないところはたくさんございます。この辺地総合計画に入れていただく、この今後の予定をお聞かせをいただけたらと思います。

以上で1回目の質問といたします。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 有吉議員のご質問にお答えいたします。

1点目のクールビズ、エコスタイルの推進についてでございますが、1990年代ごろから地球温暖化に対する関心が高まり、現在では地球温暖化は温室効果ガスによって引き起こされると言われております。そのため、国、地方公共団体を問わず、企業、民間団体、NPOなど、さまざまな機関、団体において環境保全あるいは省エネ等のその対策が積極的に取り組まれているところでございます。

私たちがいつまでも快適な環境のもとで暮らすためには、温室効果ガスの削減を図ることが大変重要となり、環境に配慮した考え方を暮らしや生き方にとり入れていく、そうした生活様式、つまりエコスタイルが各事業所にとどまらず、各家庭でも不可欠となってまいりました。温室効果ガス削減のために2005年に環境省が中心となって、環境対策の一環として、6月1日から9月30日までの期間において、夏のアコン室内温度設定を28とし、事業所内で涼しく快適に過ごすために衣服の軽装化がスタートしました。そのキャンペーンと全国の公募の中から、クールビズというキャッチフレーズが選ばれ、今では夏の常識として浸透しつつあります。

合併前の旧町では、既にクールビズを実施されている町もありました。新町では、昨年温度設定を28としましたが、上着は極力着用しないものの、来庁者に対する礼儀を欠くことのない等になりかねないとの判断から、ネクタイは着用するとの申し合わせを行い、取り組んでまいりました。

ことしにつきましても、温度設定は28といたしますが、服装につきましても、当町の議会でも取り組みを進められていることや、国、京都府、近隣の市町でのクールビズが一定浸透していること、この取り組みが環境対策の一環であるということ等を考慮しまして、改めて検討してまいりたいというふうに考えております。それに対します検討はもう既に2回ですか、やっておりますが、今後について一定の方向性を早く出したいというふうに考えております。

それから次に、2番目の有害獣対策についての1点目でございますが、当町における有害駆除

によるイノシシ、シカの捕獲数は、猟友会駆除班に頑張ってくださいまして、平成17年度の1116頭に比べ平成18年度は246頭と2倍増になっております。また11月から2月までの猟期にも263頭の実績がございますので、昨年の1年間では約500頭を超える有害獣が減少していることとなります。

そのほとんどがおり、わなでの捕獲であり、猟友会会員の高齢化、あるいは減少により、今後捕獲数を増加させることはなかなか困難な状況になってきておりますので、新たな資格保持者の養成を地域ぐるみでお世話にならなければならないのが現状でございます。

また暖冬の影響から、降雪がないこともありまして、猟友会員グループで猟犬とともに山に入っている銃による猟が減る傾向にあります。野生獣を奥山に追い払う効果が薄れてきている現状にもあるようでございます。

こうした中で、有吉議員ご指摘の追い払い犬につきましては、現在京都府と協議を行っております。先進県の例では、全国でも珍しい取り組みとしてサルの被害が深刻な兵庫県香住町で、住民の自主防衛を支援しようと兵庫県と香住町がサルを追い払う犬を試験的に育成する取り組みを開始されており、このほど6月6日には柴犬やラブラドル・レトリバーなどの6頭の追い払い犬の初の認定式が行われたようでございます。昨年10月から民間の訓練校の指導で、飼い主が服従訓練を行っておられ、今後田畑を荒らすサルを山に追い払う活躍が期待されております。

このような取り組みがサルだけではなくイノシシやシカにかえて実施できないかと、京都府の関係機関に相談させていただいております。追い払い犬の特徴は、急な山の斜面でも駆けのぼれる中大型犬で、犬の好きな農家は有害獣対策へのモチベーションが高く維持され、一頭の犬で周囲二、三軒の農家を防衛することが可能で、設置の手間がほとんど必要ないということでございます。

香住町の試験的事例を申しますと、サルの出没情報がありましたら、訓練をした追い払い犬と飼い主が現場まで行き、犬を放ち、帰ってくるまで飼い主は面倒を見るという流れになっております。しかし、京都府の条例では、犬は綱で継ぐ等、繋留を義務づけておりますし、人や家畜を噛むなどの被害を与えることも考えられます。追い払い犬の管理の仕方や、どのレベルまで犬を訓練させ、どの範囲を追い払いできるかなど、要件をクリアしていく必要がたくさんありますので、これらの諸問題をどう解決するのかという、京都府の関係部局が現在協議中となっております。自分の田畑は自分で守るという自主防衛の一つの手段である追い払い犬について、府の条例であります犬の繋留について、犬を放つことによる人などへの噛みつきなどの被害防止にかかる地域集会の合意が必須条件となるなど、府内では初めての取り組みになりますので、諸問題をクリアしていかなければならないハードルはなかなか高いものがあり、時間はかかるというふうに思いますが、関係機関と連携を図りながら住民の自主防衛について町としても協力をしていきたいというふうに考えております。

私の思いは、集落単位による電気柵等の設置で畑への侵入を防止し、ふえすぎた個体数はおり、わなによる捕獲を実施し、今年度から新たな事業として取り組みます農地水環境保全向上対策事業において、山と田畑の境界をはっきりさせる緩衝帯を設けるべく、山裾の草刈り等を実施し、それとあわせて追い払い犬による追い払いをすることで、野生獣を昔いた奥山へ追い払うことができれば、農林作物被害は減少するのではないかとというふうに期待しているところでございます。

2点目の地域力再生プロジェクト会議と里守犬助成金についてでございますが、京都府の新しい事業として今年度からスタートした地域力再生プロジェクトにかかる交付金事業でございますが、その募集が6月11日から開始されたところでございます。里守犬事業がこの交付金の対象となるかどうかというご質問でございますが、内容を見てみますと、現状ではこのままでは難しいと言わざるを得ません。またのちほど小林議員もそうした件のご質問がございますが、前のご質問でお答えいたしましたように、京都府内部では前向きに検討しているというふうに聞いておりますが、まだすべての問題がクリアできたわけではございません。犬は繋留を義務づけられているといったような諸問題をすべてクリアできなければ、対象とすることは困難ではないかというふうに思います。府の内部調整等で問題点の整理ができ、推進していくことになりましたら、可能性は出てくるのではないかというふうに思っております。

またこの交付金は、法人格の有無は問いませんが、団体が対象となりますので、実行委員会的なグループをつくる必要がございます。さらに、地域性を有していることが要件とされており、地域住民みずからが取り組みに参加し、地域の実情や住民ニーズに対応した事業で地域住民が自由に参加できる開かれた事業であることが前提でございますので、事業の進め方にも一工夫が必要だというふうに考えております。

次に3番目、岩屋西部辺地総合計画の宮下水路、農道大門線、雲岩水路などの計画時期についてのご質問にお答えいたします。

岩屋西部辺地総合計画につきましては、平成18年度から22年度までの5カ年事業として町道岩屋川線改良事業を進めていくこととしておりまして、建設課を中心に全力で事業推進に力を入れているところでございます。

その他町内の辺地事業は、町道明石香河線等も取り組んでおり、事業費も多額となりますので、辺地債の枠確保に全力をあげているところでございますので、当辺地の総合整備計画は、当面岩屋川線一本で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ご質問の各種事業について、辺地計画に取り組むことにつきましては、岩屋川線改良事業の進捗状況を見ながら、地元の皆さんと十分協議検討し、その中で制度に乗るものは盛り込んでいきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、岩屋西部辺地地域の長期的な視点に立った整備検討を関係各課の考え方も大事にしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上で有吉議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（糸井満雄） 有吉議員。

16番（有吉 正） クールビズにつきましては、今これは職員さんのネクタイのことを言っておられたんだろうと思いますが、9月までがクールビズですので、それと個人差はあるわけですが、健康的な環境ということも考えますと、やられてもいいし、やられなくてもいいというような形をされたいかなものかなと、よろしく進めてやっていただきたいなと思いますし、僭越ながら、堀口副町長さんには率先してやっていただけたらなという希望を申し上げておきます。

それから、追い払い犬のことですが、時間がかかると、このように、僕もそうだろうと思います。いわゆる条例で決まったことの想定外といってしまうでしょうか、そういうことをやっていくわけで

すから、ただ、僕は担当している職員が、ちょっと勉強に資料をいただいたんですが、犬を用いた害獣対策技術の構築と、これは平成19年3月23日に鳥獣害悩み解決シンポジウム、これは場所は亀岡市の京都府農業総合研究所で行われ、それに参加してきたということで、ちょっと私も資料をコピーしていただいたんですが、主催は近畿農政局がされておるようでございます。その中の資料の中を見てみますと、犬の管理に関する条例がないところもあるんですね。北海道、静岡、佐賀、長崎、沖縄と、これはないわけです。それから、条例はあっても特例として青森県では農場及び牧場における、いわゆる柵の中のそういった場合は、いわゆる繋留というのか、つながなくてもいいと。それから福島県では、山間僻地において野獣からの妨害防止に用いるときは、犬を放して利用してもよいと、このように条例はあっても、県の、そういうことを特例の場所を設けておるとしたら、やっぱり犬は里を守っておったんだと、こういったやっぱり認識があると、このように感じるわけなんです。ですから、犬をやったらパーフェクトかということとはなかなかないかなと、時間がかかるものかなというふうに思うんですが、ただ、時間がかかるという余裕がないわけですね、今。ほんまに厳しい、それこそこのあと有害獣ではほかの議員さんも一般質問にされるようにも資料には書いてありますが、本当に大変な状況になっております。

こういった中で、やはり電気柵だけではもう怖がらないという地域にもなっております。それから、3日ほど前ですか、岩屋でサルが五、六匹おったと、こういったニュースも聞いております。その上で、サルが仮に住みつくとということになれば、ほんまに手も足も出ないと、これこそ犬を放し飼いにでもせなんだら、人間の能力では追いつかないと、こういった状況にもなりはしないかなと。ですから、法律も守りながら、何とかいい手が打てないかと、こういうふうに考えるわけですので、ぜひ町長には、あるいは担当課に指示もしていただきながら、急いでいただきたいなど、このように考えます。

それから西部辺地でございますが、地元の議員として岩屋川線、何とか完了できたらいいなというふうに努力も、私なりの努力もしておるつもりでございますし、ぜひ折りを見て、先ほど申しました、あるいは地域の要望の有利なお金の使い方、地域の少しでも過疎から脱却できるような、こういった政策をご努力いただきたい、このように考えております。

2回目の質問といたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 2回目のご質問にお答えいたします。

エコスタイル、クールビズにつきましては、できるだけ28度設定する、あるいはアイドリングをやめる等々、いろんな手立てでもってこの地球の温暖化を防いでいこうと、CO₂の削減につなげていこうということが趣旨でございますので、その冷房がきいた中でどう過ごすかということは、もう本来は個々の自由といったらおかしいですけども、そういう範疇に入ることだと思えます。

ただ、おっしゃるようにそういったことをやっているということ、やはり町民の方に知っていただく、あるいは職員の中でもそれを認識していくということは大切だということで、いろんな意見も出ておりましたし、方向としては議会と同じような方向でいこうかということになっております。ただ、庁内で会議をするときあたりは、気持ちとしてまだまだ全部の町民の方になかなか行き渡っておりませんので、やっぱり変な誤解を受けることのないような手立てだけはして

いかなければならないのではないかなと思っております。

それとやはり、男性はネクタイですけれども、女性の場合もやはり服装については、クールビズだけではなく、やはり公務員としてあるべき服装はどうかというようなことも論議の中にございまして、やはり袖のないような服は着ない、タンクトップみたいなのは着ない、あるいはジーパンで勤めに出るようなことはしないというふうな、そういう話も出ておりましたので、そういう服装等々の注意も含めたことも、いま一度ちょっと見直す、ちょっと乱れてきてるのではないかと思いますので、その辺も含めた中での指示はしていきたいというふうに考えております。

それから2番目の有害獣対策ですけれども、本当にどこの地域の町政懇談会に行きましても、ちょこちょこ出てまいっております。大変農家の方は困っておられるということは深刻なんだろうというふうに思いますし、それらにつきまして、いろんな手立てを、法によって規制されている部分があるにしましても、やはりそれについてできるかどうか、積極的に検討していく必要があるというふうに思いますし、担当課も一生懸命そういうことについて、常にアンテナをはってやってくれておりますので、そうした情報を得ながら進めていくような指示がしたいなというふうに思います。

里守り犬もありますし、緩衝帯に牛を飼うことによって追い払うというような方法も兵庫県でされているようですし、いろんな方法があるんでしょうけれども、これといって有効な手立てというのは難しいにしましても、できるだけ何らかの方法でそうしたことが防げる、また畑を守れるような方法をお互いに知恵を出してやっていきたいなというふうに考えております。

それから3点目の岩屋の西部辺地の計画の件ですけれども、今先ほど申し上げましたように、この5年間はとりあえず岩屋川線に全力を注いでいくと。その他のことにつきましても、今後の地域のまちづくりの中では、やはりこの辺地ということが大きな、それを利用して辺地でないようなまちをつくっていくという、地域をつくっていくということが目的でございますので、できるだけそういう有利な起債等もできる、そうした状況の中で一つでも二つでも改善されるようなことが盛り込めるように、これも知恵を絞ってやっていきたいなというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 有吉議員。

16番（有吉 正） レンタカウといって牛のこともいろいろと勉強程度ですけれども、要するにイノシシでもシカでも環境が変わるとしばらくは、例えば裾をきれいに刈ると、環境が変わるから警戒して来ないんです。ところが、ずっと最後は来るわけですね。それを追い払えるのは人間が出てきたら守るか、そしたら一晩中待っとらんなん。それに対処できるのは何かという、非常にこれは英知を、人間の英知と動物の知恵との知恵比べなんですけれども、非常に古きを尋ねてもみんなんし、大変ですけれども、よろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。

議長（糸井満雄） これで有吉 正議員の一般質問を終わります。

次に、8番、浪江郁雄議員の一般質問を許します。

8番、浪江郁雄議員。

8番（浪江郁雄） 8番、浪江でございます。それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ます。

はじめに、妊婦歯科検診の財政支援についてお伺いいたします。

健康管理で油断するのが歯ではないでしょうか。歯は、口の中の健康のバロメーターと言われますが、妊娠中はつわりなどの影響で食生活が乱れ、口腔ケアが行き届きにくくなり、歯周病にかかりやすくなると言われています。歯周病に感染すると、血液中でふえるサイトカインという物質が早産を誘発するとされており、最近の研究成果によれば、歯周病にかかった妊婦の早産率は、そうでない妊婦の約5倍になるという報告も出されています。

妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし安心して出産を迎えるために、妊産婦検診が重要であることは、先の定例議会でも述べさせていただきました。そしてまた、母子の健康に影響を与えるとされる歯周病を予防するために、妊婦の歯科検診は大変に重要であります。妊婦の歯科検診に財政支援ができないか、町長にお伺いいたします。

次に、カラーバリアフリー対策についてお伺いいたします。

一般的に、色覚障害を持った方は、赤や緑の混じった特定の範囲の色に差を感じにくいという色覚特性を持っていると言われております。男性の約5%、20人に1人、女性は約0.2%、500人に1人で、これは日本全体で約325万人、男性は約312万人、女性は13万人に相当します。小中学校40人学級にあてはめてみれば、男子20人の中には1名おり、男女あわせた100人には2人から3人の色覚障害を持った人がいる計算となります。

このような現状を見ますと、色覚障害が我々の身近な存在であるにもかかわらず、認識は決して高いとは言えないのではないのでしょうか。色覚障害の実態把握と町のホームページや各種パンフレット等の発刊物、また与謝野町有線テレビは色に配慮したものとなっておりますか、町長にお伺いいたします。

また、学校における色覚異常の検査が差別やいじめなどにつながることから廃止されましたが、教師や学校側が色覚異常の児童生徒に対しての意識が薄れていないか、またカラーバリアフリーに配慮した取り組みはなされておりますか、教育長にお伺いいたします。

次に、グリーン購入についてお伺いいたします。

環境にやさしい物品、環境物品を選んで買うグリーン購入は、大切な環境を守るために、また循環型社会を築くために必要な行動の一つであります。消費者の間でも近年関心が高まっておりますが、まずは行政がみずから率先して取り組むべき課題でもあります。

循環型社会づくりを促進する個別法の一つとして、グリーン購入法が2001年4月から全面施行され、各省庁や国会、裁判所、独立行政法人など、国の機関は環境への負担が少ない物品の購入、いわゆるグリーン購入が義務づけられております。一方、自治体に対して同法は、グリーン購入をするよう努力義務を課しています。平成19年2月発表の循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第3回点検結果によると、地方公共団体における平成17年度の組織的なグリーン購入の実施率は44%でした。地方公共団体のグリーン購入の実施率は、平成16年度に比べて全体として見れば上昇しておりますが、市町村合併による母数の減少が全体の率の上昇に寄与している面があり、規模別で見ても、都道府県、区、市、町村とも取り組みの率は減少しているとの指摘がされております。

そうした中、本年2月には環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部が改正され、エネ

ルギー管理やエコドライブの徹底を目的に庁舎管理の基準強化、輸配送の追加をはじめ、10品目の追加と46品目の基準の見直しが行われました。

地方公共団体によるグリーン購入の推進は、市場に供給される製品、サービスなどに環境配慮を組み込み、社会に浸透させ、持続可能な循環型社会を形成する上で、重要な役割を果たします。さらには、地域住民が直接行政サービスを受ける接点であり、その影響は極めて大きいものがあります。まずは行政がみずから率先して取り組むべき課題であると考えますが、当町の現状をお伺いいたします。

次に、エコドライブの普及、推進の取り組みについてお伺いいたします。

平成17年月に閣議決定された、通告書では昨年となっておりますが間違いでしたので訂正させていただきます。京都議定書目標達成計画において、環境に配慮した自動車使用の促進の施策として、国民の意識向上を図り、エコドライブ普及のための環境整備を行うこととされております。平成15年において、警視庁、経済産業省、国土交通省及び環境省を関係省庁とするエコドライブ普及連絡会及びエコドライブ普及検討会を設置し、「エコドライブ10のすすめ」とりまとめ、普及促進を図ってきましたが、昨年6月重点的に推進すべき事業がエコドライブ普及推進アクションプランとしてまとめられました。本アクションプランを踏まえ、関係省庁及び関係機関等が連携して、着実なエコドライブの普及、推進をされておりますが、さらに広く国民的運動の取り組みにしていけるためには、地域の実情にあった現場のきめ細やかな対応が重要になってきます。アクションプランの中で地方公共団体及び関係団体との横断的取り組みの重要性も指摘されております。当町の取り組みについて、お伺いいたします。

次に、教育サポーター制度導入について、教育長にお伺いいたします。

文部科学省は企業を退職した団塊の世代の人材を教育分野で活用するため、教育サポーターの資格を2008年度にも創設する方針を固めました。一定の研修をへて、学校での指導法などを学んだ人をサポーターに認定するものです。

例えば、海外勤務経験者であれば語学を、IT情報技術企業経験者であればパソコンを教えるケースなどを想定しております。そのほか、農業や料理、舞踊や音楽などに携わっていた人材は、地域住民の指導者としての役割を見込んでおります。教職経験こそないものの、能力などにお墨付きを与えることで、意欲があり優れた知識や技術を持つ人が教育現場で活躍するチャンスを広げるのがねらいです。と同時に、成長過程にある子どもたちにとっても、社会経験が豊かな人とのかわりを持つことは、好影響を与えます。文部科学省は、来年度から教育サポーター制度を創設し、各地域や自治体の後押しをしようと計画しております。

一方、国の動きに先がけ、既にサポーター制度を導入している大阪市のなにわっ子学びのサポーターや名古屋市の教育サポーターネットワークのような事例もあります。また、当町でも先進事例があるとお聞きしますが、その取り組みや今後さらに制度が生かせる環境づくりが必要と考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、特別支援教育支援員の拡充についてお伺いいたします。ことし4月より特別支援教育が本格実施となり、1、情緒障害学級と自閉症学級との分離、2、教員の増員など人員の確保、3、教科教育における具体的な指導法をカリキュラムに位置づけなど、子どもたちに対する地域や学校での総合的な支援が行われることになりました。

特別支援教育は、昨年6月に学校教育法が改正され、小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする障害のある児童生徒に対して、障害による困難を克服するための教育、特別支援教育を行うことと法律上明確に位置づけられました。特別支援教育において特に重要なのは、人的体制の整備です。小中学校に特別支援教育支援員を配置するための地方財政措置を平成19年度から250億円程度、2万1,000人相当を新たに創設し、平成20年までの2年間でおおむね全小中学校に配置をする予定です。

しかし、地方財政措置は地方交付税として交付されるお金であります。一般財源化しますから、その分が特別支援教育支援員の費用に必ず使われるとは限らず、行政の取り組み方によっては、他の用途に流用される可能性があります。特別支援教育支援員の配置の現状と今後積極的な取り組みについて、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 今浪江議員の質問中でございますけれども、今午後の一番皆さんつらい時間だと思しますので、ちょっと休憩をとりまして、休憩後答弁を求めていきたいというふうに思います。30分まで休憩をさせていただきます。

それでは休憩します。

（休憩 午後 2時15分）

（再開 午後 2時30分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 浪江議員のご質問の第1番目、福祉対策についての1点目、妊婦歯科検診の財政支援についてにお答えいたします。

浪江議員ご指摘のように、妊娠期間中はホルモンのバランスが変化しまして、つわり等による口の中の清掃低下や、あるいは好みの変化等により非常に虫歯になりやすく、歯周病が悪化しやすくなり、その結果、進んだ歯周病にかかっている場合、早産や低体重児出産の確率が通常の5倍から7倍になると言われております。予防には、日ごろから定期的に歯科検診を受けるなどの対策が最も有効ですが、妊娠中は安定期に入ったころ受診するのがよいとされております。歯自身の栄養をとるためにも、また産まれてくる赤ちゃんの歯を丈夫にするためにも大切ですので、歯の健康には十分な注意が必要となってまいります。

さて、ご質問の財政支援についてでございますが、全国を見ても、妊婦歯科検診の1回分の費用額等を助成する市町村がございますが、当町では今年度に入り、妊婦の無料検診を2回から3回にふやしたこともありますので、今後の財政状況を見ながら研究してまいりたいというふうに思います。

次に、2点目のカラーバリアフリー対策についてでございますが、色覚障害を持つ方は、日本人が多く占める黄色人種では男性の約5%、白人男性では約8%の数になるというふうに聞いております。遺伝による先天性のものがほとんどであり、同じように遺伝で決定される血液型については、日本人で約10%であるのに対し、白色人種では約3%であるというふうに言われているようでございます。

ご質問の色覚障害の実態把握でございますが、当町では調査を行っておりませんので把握できておりません。町のホームページやパンフレット等の発刊物、有線テレビ等について、色に配慮しているかというご質問でございますが、一般的に見やすいように配慮を行っておりますが、色覚障害を持った方たちへの配慮はできていないのが現状でございます。

聞くところによりますと、これらに配慮したソフトが販売されているというふうに伺っておりますので、これらを導入し、研究しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2番目の環境対策についての1点目、グリーン購入についてでございますが、環境型社会の形成を図るため、平成13年4月よりグリーン購入法が施行され、国においてはグリーン購入の義務化、地方公共団体では努力義務が課せられました。グリーン購入は製品やサービスを購入する際に、購入者が環境に配慮しながらその必要性を考慮し、環境への負荷ができる限り少ないものを選んで購入することとあわせて、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、環境保護、ひいては地球温暖化防止への経済活動に流れを変えていることでもございます。

旧町でもこの法律に基づきまして、環境負荷の少ない製品等を購入してきた経緯があり、新町におきましても流れを変えることなく国等が情報提供しておりますデータをもとにグリーン購入に努めています。

具体的に申し上げますと、再生プラスチックや再生紙素材を使用した文具、事務用品、作業着等の商品、例えばコピー用紙等の紙類は古紙からつくられましたリサイクルペーパーを、コピー機及びプリンターではリサイクルトナーを、事務用品、作業着等においてもペットボトルからつくられたリサイクル品を、またOA機器についても省エネ基準に基づいた商品とグリーン購入法に適合した商品を購入しております。

職員に対しましても、事務用品の管理担当者を各課に配置するなどし、グリーン購入に努めるよう職員の意識づけを行い、環境にやさしい商品の購入に努めております。

次に、2点目のエコドライブ普及推進の取り組みについてでございますが、地球温暖化対策につきましては、サミットの主要テーマとなるほど重要かつ緊急に対策が求められている課題でもございます。地球温暖化対策にかかる京都議定書につきましては、2008年から2012年までに温室効果ガス6%削減を目標とするもので、京都府におきましては、京都府地球温暖化対策条例の策定や、プロジェクトの設置等、議定書誕生の地にふさわしい取り組みが進められつつあります。

町といたしましても、この府の取り組みに歩調をあわせる形で対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございまして、勢旗議員のご質問にバイオマスタウン構想とあわせて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

さて、ご質問のエコドライブの普及でございますが、アイドリングストップにつきましては、日々職員に徹底していますが、電気自動車やハイブリッドカー等の低公害車の購入は行っておりません。ただ、廃食用油のバイオ燃料化に取り組む先進的な活動が地元にあることから、給食センターや衛生プラントでこの燃料を使用した取り組みを行っていることをご理解いただきたいというふうに考えます。

今後、公用車の適正配置等について検討する中で、低公害車の導入につきましても研究してま

いりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

それから3番目に、教育についての2点目、特別支援教育支援員の拡充についてでございますが、先般の学校教育法等の改正において、小中学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする障害のある児童生徒に対して、障害を克服するための教育を行うことが明確に位置づけられました。また従来の盲・聾・養護学校は特別支援学校と名称が変更され、障害児学級は特別支援学級となりました。

浪江議員ご質問のとおり、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う特別支援員の計画的配置が可能となるよう、平成19年度から20年度にかけて、地方財政措置が講じられるというふうに聞いております。

本町の小中学校においては、特別支援学級の措置は小学校で9校中8校で10学級、在籍児童は28名、2中学校で2学級、在籍生徒は9名となっております。特別支援学級において、すべて府費負担教員となっておりますが、通常の学級においても高機能自閉症、LDなど、発達障害により適切な指導を要する児童生徒が在籍しております。このような児童生徒に対し、与謝野町では町単費で特別支援教育講師を配置し、児童生徒や担任の先生などへの効果的に支援をしていただくための措置を行っております。19年度においては、桑飼小学校、与謝小学校、山田小学校の3校に3名の講師を配置しております。またこの6月議会の補正予算では、岩滝小学校に1名の配置をお願いするものでございます。

発達障害をはじめ人とかかわりや学ぶことの不得意な子どもたちへの丁寧なかかわりや学習支援は、いじめや不登校など今日の学校が抱えるさまざまな問題解決につながる要素を持っているというふうに考えております。町といたしましても、特別支援講師の設置については、学校教育法に基づき教育委員会とよく連携協議し、できるだけ範囲の支援をしていきたいというふうに考えております。

以上、浪江議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 浪江議員の私へのご質問にお答えをいたします。

まず、カラーバリアフリー対策についてに関しまして、学校での対応についてのご質問でございます。色覚異常の検査につきましては、平成15年4月からその検査は行っておりません。したがって、今の中学3年生は私たちが受けたような、そのような検査を受けておりますけれども、2年生以下はもう受けていないこととなります。4年生で検査を受けますので、そういう形となります。ただ、浪江議員のこの通告書に書かれております色覚異常の検査が学校で廃止になったという理由につきましては、差別やいじめ等学校生活の中でこの色覚異常が差別の対象になり、それからいじめになったからということではないと私は理解しておる次第でございます。むしろ差別につきましては、色覚異常の人たちの就業の職種ですね、それらが非常にちょっと広く以前は規定されておりました。それらに対して、色覚異常の方々が、仕事をしていく上にさほど支障がないのにそうしたものにつけないということからくる差別だと、そのように私は受けとめております。

したがって、学校におきましては、教育活動上大きな支障がないという、そういう判断のもとに、そしてまた、色覚異常についての理解が進みましたから、この件について検査する必要

はないということで平成15年4月から、いわゆる15年度から従来あった検査をやらなくなったというところでございます。

その中で、学校側が色覚異常の児童生徒に対しての意識が薄れてないかというご質問でございますけれども、確かに今までのように検査をすればすぐわかります。したがって、検査をしないのですから、その実態把握というのはしにくいわけでございます。しかし、いろいろな形で実態を把握するように努めております。基本は、あくまでもプライバシーを保護する観点でその実態を把握していると。例えば、小学校へ入学してくる前に保護者の方からそういう話があれば、あるいは相談があれば、それで把握ができるわけですし、それから学校生活の中でちょっと気がついた場合につきましては、これは保護者と相談しながら、その検査をすとかしながら、実態を把握しているのが現実でございます。

中学生ぐらいになりますと、今度は自分自身に異常があるんじゃないかという疑問を感じた生徒が、養護の教諭の方に相談に行ったりしながらする中で把握するというような実態があるわけでございます。しかし、その後、ではそれに対する指導はどうしているのかということになるわけでございますけれども、これは幸いにしまして、平成15年から検査がなくなった時点で、文部科学省がその対応、あるいは指導上の配慮についての非常に詳しいマニュアルをつくってくれております。したがって、そのマニュアルを使いながら、教育活動での指導をしていっているというところではあります。

一言で言いますと、先ほどの話にもありますけれども、いわゆる境界をはっきりするという、色と色の境界をはっきりする、それからいろいろ見分けやすいようにするという、そういうような配慮は必ずするようにというように出ているような状態でございます。いずれにしましても、そのマニュアルをもとにして指導にあたっております。

しかし、バリアフリーにつきましては、今のところそのために特に配慮した対策を講じているということはありません。また、それに対する要望等もございません。しかしながら、だからほっとけという話にはならないと思います。やはり、今後の配慮あるいは考えていかなければならない課題だと、そのように受けとめさせていただきます。

次に、教育サポーター制度についてでございます。これにつきましては先ほど議員さん、この趣旨につきましてはお話しになりましたとおりだと思っております。ただ、これの背景でございますのは、いわゆる総合的な学習の時間という、あの時間が小中学校、高校、全部設定されているわけでございますけれども、その総合的な学習がねらいどおり、学習指導要領のねらいどおり、なかなか実態として行われていないという、そうした背景がございます。それについては、中教審に、それからまた先の再生会議でも取り上げていた件でございます。したがって、それについて国の方が支援をしていくということを述べております。それが背景にあると思っております。

いずれにしましても、サポーター制度というのは文字どおり、そのとおりでございますけれども、簡単に申し上げますと、いろいろな事業だとか活動、いわゆる教育活動を行っていく上で、・・・者である教員の補助として、子どもの教育活動を支援していただく方々です。そのためには、専門的な知識や技術は余り重要視するというでもないわけですし、それがさらに備わっておればそれに越したことはないということでございます。

したがいまして、これを制度化しようというのが今回のねらいでございます。しかしながら、では本町において、あるいはそれが現在行われているのかどうかということについては、いわゆる社会人講師という、そういう位置づけでいろいろな形で行われているわけでございます。特に先ほど申しました総合的な学習の時間等につきましては、その取り組む課題に応じて、それに通じた、あるいは長けている地域の方々を講師にお招きして、子どもたちが学習していく、あるいは活動していく、そうした状況がたくさんあるわけでございます。

大きくそれをわけていきますと、教科学習の活動での支援をしていただく、これで例えば本町で取り組まれておるのは、読み聞かせのサークルの方々が学校へ行って読み聞かせをしたりしていただいております。それから実技的な学習、いろいろありますけれども、それらにつきましても、やらせていただいております。例えば料理、食育にかかわってのことでございますけれども、食生活改善普及員の方が学校へ行って、家庭科の時間を担当して調理実習をやっていくとか、そのような形でも協力、支援をしていただいております。

それから教科学習以外といいますと、一番出てきますのがやっぱりクラブ活動の支援、それから手話、それから情報教育が取り入れられたところにおきますと、先ほどもお話に出ましたコンピューターの関係、操作の件とか、そうした形で現在も支援をいただいている方々がたくさんあるわけでございます。

したがいまして、ただそれが各校それぞれの情報をもとにして、自分たちで探し出して協力をさせていただき、支援をしていただくというのが現在までのところでございます。したがいまして、よりそうした支援をしていただく方々を、あるいはまたその体制を充実させていくためには、やはり登録制とか、そういう制度をとりまして、そしてこの分野についてはどんな方がいらっしゃるでしょうかという、そういう問い合わせの中であれば、すぐ紹介できるような、そうしたシステムづくりは必要なものと、そのように思っております。国の制度がスタートしましたので、それを期に取り組む必要があると、そのように考えておる次第です。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは1番目の妊婦の歯科検診でございますが、京都府の国民健康保険調整交付金というのがございます。この目的は、府内の市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、その中に二つありまして、普通調整交付金これは調整交付金の総額の7分の6に当たります。それからもう一つが特別調整交付金。これは調整交付金の総額の7分の1になります。この中で、3点ほどあるわけですが、例えばですけれども、災害時の特別事情とか、2点目に事業実施にかかわる特別事情。この中に保健事業の対象事業のところ、妊婦歯科検診を新たに追加予定と。これは追加になったと私は聞いておるのですが、この辺を財政措置がありますから、これをきっかけに、また検討をしていただきたいと思います。

それからカラーバリアフリーでございますが、色に配慮したことですけれども、ちょっとしたつくるときにつくり手の少しの配慮で、そんなに追加コストもかからずにできる対策であると思っております。例えば、色もそうですけれども、点線や破線や、そういう見にくいのを見やすくするとか、それでこれは非常にお金もかからずにできることなので、これからいろんな広報物等、また対策をしていただきたいと思います。

それからエコドライブについてでございますが、先ほど町長の答弁でアイドリングストップを実施しているということで、この中で先ほど申しましたエコドライブ10のすすめというのがございます。ちょっとこの場をお借りしまして読み上げさせていただきたいと思います。きょうおられる方、あるいはまたきょうお聞きの町民の方がこれを実施していただくように、少し時間をいただきまして要点だけ述べさせていただきます。皆さんご存じだと思いますけれども。

一つ目に、無用なアイドリングをしない。これはアイドリングストップでございます。また、無用なからぶかしをしない。急発進、急加速をしない。また交通状況に応じた安定速度に努める。それからミッション車でと早めにシフトアップをすとか、また減速時にはエンジンブレーキを使用する。7点目には、確実な点検、例えばタイヤの空気圧を見るとか、エアクリナーエレメントの調整等でございます。また、不用な荷物等を積まない。エアコンの使用を控え目にする。計画的なドライブをすると。以上10点あるわけですけれども、この辺を昨日の上山議員の質問の答弁の中で町には46台の公用車があると答弁されておりました。大変多くの台数でございますから、そういうところは職員の皆様に実施していただくように、よろしく願いいたします。

それからグリーン購入のところでも、もう既に実施されているということでございますが、例えばですが、物品の購入は各部署で独自に行われているのか、また一括で行われているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 1点目の福祉対策としての件で、国民健康保険の調整交付金の中にそうしたのもということですが、この妊婦歯科検診を新たに追加予定をする場合、そういう中に含まれておりますし、この場合にはちょっとそれぞれの内容についてもう少し勉強させていただくなり、今後についてどうするかについてももう少し検討がさせていただきたいなというふうに思います。大体国保を町等で20%程度の金額、全体の中のという格好ですし、どれだけという手立てがあるのか、また町独自としてやっていくのかどうか、その辺のところも含めて研究させていただきたいと思います。

それから2点目についても、そしてまた最後の環境対策等につきましても、いろいろご提案いただいておりますし、アイドリング等につきましても旧庁舎の前にアイドリングストップというふうな立て看板をつくったりもしていますし、これも職員も含めてクールビズの中での一つの温暖化の削減の取り組みという格好でのまたそうしたことも改めて通達は出したいというふうに、指示がしたいというふうに思います。また議員さんの方でも、ぜひご協力を賜れたらというふうに考えております。

それからグリーン購入の件につきましては、物品購入は原則として各課の予算で購入しておりますけれども、総務課の方で管理をいたしております。予算計上はしておりますが、実際にものを買うときには総務課の方ということになっておりますので、割合これは早くから取り組んでおりましたので、またそれについてはほかのこういうグリーン購入もそれとほかのものの物品購入についても、やはりばらばらでということではなしに、効果的な購入ができるような、そういうむだのない購入ができるようなことも財政的にも考えてまいりたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは最後に1点だけなんですけれども、グリーン購入のところ、買わない

こともグリーン購入ということで、在庫管理をしっかりといただいて、そういうむだのないようなこともまた配慮していただきたいと思います。

以上でございます。

議長（糸井満雄） これで浪江郁雄議員の一般質問を終わります。

次に、5番、小林庸夫議員の一般質問を許します。

5番、小林庸夫議員。

5番（小林庸夫） それでは議長のお許しを得まして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、このたび京都府が進められます地域力再生プロジェクトにつきまして、町長に質問いたします。これは与謝野町の施策ではございませんが、まちづくりとかいろんな意味から関連があると思われまので、質問をさせていただきます。

実は先日、一般質問通告書を手続きしましたあとに、総務常任委員会の場でこういった内容の詳しいことをお聞きしたものですから、あえて質問を申し上げるのも何かと思いますが、町長のつれづれ日記にも何度か登場いたしており、お尋ねいたします。

皆さんご承知のとおり、資源のない我が国は、国民の絶え間ない努力によって、他国の援助も受けながら戦後ずっと右肩上がりの成長を続けてまいり、世界の中でもトップクラスの社会資本の充実による設備や施設、そして数々の文明の利器とも申すべき機具類に満ち満ちた生活環境をつくりあげてきたわけであります。

しかし、いわゆる経済のバブルの崩壊後、山高ければ谷深しのたとえのごとく、物の生産の世界的な平準化に伴うデフレ経済のもと、限りなく右肩下がりの経済事情が続き、加えて高齢化の加速度的な進行など、国をあげてのカンフル剤も効をあげがたい中で、企業により、また地域により活気のあるところとそうでないところの差が歴然と表面化しつつあるのが今日の私たちを取り巻く姿かと思えます。

とりわけ、地域間格差は鉄道、道路、教育環境、働く場、医療関連等がある中で、町民の方々のニーズもますます多様化し、これまでのような十分な対応なり行政サービスの維持が困難になるといった意味から、また子どもや高齢者などのいわゆる弱者といわれる方々が被害者となられる事件や、毎年次から次と多発する自然災害などが多い中、何とか地域の立て直しの意味からも、このたびの地域力再生ということがうたわれたものかと理解していますが、いかがでしょうか。

この地域力、こういう一口に申しましても、既に町内にある各種団体、例えば各自治会、社会福祉協議会、消防団、商工観光関係、農業団体、スポーツ団体、教育関係、神社仏閣関係、老人会、公民館、婦人会などあまたあり、それぞれの分野におきましてよそのまちに劣らないだけの活動をなされていると思いますが、なおかつ充実されたものをということであれば、こういった広義の意味を理解していただくための町民へのアドバイスとか、説明にどう取り組まれるのか、これは府の事業といえどもこれからの与謝野町のまちづくりの大きな根幹をなすものかと考えられますので、町長がよく申しておられます「自助、公助、共助」の「共助」意識をどのように啓蒙されるのか、質問いたします。

この地域力という言葉は、とても広い内容を含んでいると思い、私はとりわけ経済力が大きいと感じています。ある程度の生活基盤がしっかりしないことには、地域の活動を担う気持ちが育

ちにくいと思います。参加する町民の固定化であるとか、高齢化、また一部の限られた方になる恐れがあり、広く町民の皆さんの活動にはなりにくいのではと感じています。何としてでもこの土地にあった仕事であるとか、産業の導入、育成を図らねば限りなく地盤沈下になりそうに感ずるのは私一人ではないと思います。

話は変わりますが、以前NHKテレビの「難問解決 ご近所の底力」というのがありましたが、ごらんになられた方もあると存じますが、この番組のコンセプトが最近の生活スタイルが家庭というユニットにとどまってしまうと、ご近所を捨ててしまった、地域のつながりを捨ててしまった、つながりを捨てることによって近所では解決できないようなもの、例えばごみの問題、犬のふんの始末、高齢化に伴う種々の問題、あるいは教育の問題など、そういういろいろな問題に極端に弱くなってしまったのが今の日本の状況であると。それを何とか我々自身の手で、行政や警察などの公共的なものに頼らないで、最終的にはバックアップしてもらおうのですが、まず自分たちから情熱をもって動くことにより解決していこうじゃないかということがこの番組の大きな柱だったそうでございます。

また、昨年総務常任委員会の視察研修で長野県栄村に行ってお話を聞きました中で、田直し、道直し、雪害対策、介護対策など、非常に高齢化の中、また人口が少ない中で、近所が助けあわねばどうにもならないと申されたのが、非常に強く耳に残っておりますが、こういう意識に一人でも多くの方が目覚めていただくのが、本当の地域力かと私は思っております。

こういった例で、千葉県市川市では住民からのアイデアを募って、審査委員会で認められればコミュニティ事業に役立てる意味で住民税の1%をボランティア事業に予算化していることで有名ですが、与謝野町でもこういった目的の、たとえわずかでも住民提起の事業費の創設は考えられないものか、質問いたします。

次に、広告ビジネスへの取り組みは検討されないものかということの質問に入らせていただきます。昨年12月の一般質問でも与謝野町も自主財源確保に積極的に取り組むべきだと、横浜市の例を申し上げましたが、私の申しますことは、この与謝野町の203億円近い予算の中で、労多くて益少なしというぐらいの本当に雀の涙ほどのことかも存じませんが、少しでも収入確保に努めていただくお考えがあるのか、質問いたします。

先日も議会運営委員会の井田委員長が視察報告されましたが、去る5月30日、31日と岡山県の美咲町、広島県の世羅町へ合併後の議会運営の進め方などを研修に行っていました。詳しくは井田委員長が報告されたとおりですが、31日の帰りに今田議員が買われました中国新聞を見せていただきまして、私が日ごろ思っていたニュースが大きく載っており、きょうの一般質問に取り上げさせていただいたような次第でございます。新聞コピーもごらんいただいたと存じますが、私も家へ帰って詳しく見ますと、訪問した世羅町も載っておりまして、こんなことが初めからわかっておれば世羅町で話を聞くなり、サンプルをお願いするなりできたのにと思いをいたした次第でございます。

少しでも歳入をふやそうと一生懸命努力されている様子がこの記事から読みとれると思います。このたびの合併も、私なりにわかりやすく表現すれば、親ももうこれ以上子どもに仕送りはできない、何とか少しでも力をあわせて自立の道を考えてほしいということであろうかと変なたとえであります。思っております。

そういった意味も含めまして、はじめから大きな期待もできないかと思いますが、ぜひ前向きに取り組まれることが町民の方の評価も高まるのではないかと思いますして質問をいたす次第でございます。これで第1回の質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 小林議員のご質問にお答えいたします。

1番目の地域力再生プロジェクトとはとのことでございますが、最初にこの京都府の地域力再生プロジェクト事業が今年度からスタートいたしました。その京都府が主体になってやるわけですけれども、各市町、あるいはそれぞれの地域のNPO、あるいはボランティア団体、また学識経験者の人たちが一緒になりましてこのプロジェクトを推進するためのいろいろな素案をつくる会議に出席をさせていただいている一人に選んでいただきましたので、今まで4回ございましたけれども、その中でいろいろと意見を言わせていただいたり、また府の考え方を聞かせていただく中で、いよいよこの6月11日からこれがスタートしたということでございます。

まず、地域力とは何かということでございますけれども、住民やNPO、あるいは企業、自治体等の構成員が自立的かつお互いに助け合い、知恵と工夫を出し合い、協働しながら地域社会の問題を解決し、地域としての魅力や価値を向上し、持続可能な地域社会をつくっていく力というふうに定義づけしております。

そこで、人と人がつながった温かい地域社会をつくることを地域力再生のミッションとし、つながり、しかけ、枠組みの三つを戦略としております。つまり、人と人がつながる場をつくる、地域資源を発掘し活用する、住民、NPO、企業、行政が力をあわせて公共を担うということでございます。

次に、この制度の支援内容でございますが、まず市町村未来づくり交付金に地域再生枠を設け、3億円の予算が計上されております。地域力再生を担う団体にソフト事業で200万円以内、ハード事業で500万円以内の3分の1の交付金を支給し、別途財団法人市町村振興協会も3分の1を支給し、あわせて3分の2のそうした交付金を支給しようとするものでございます。

この交付金の対象となります団体は、ボランティアサークル、NPO、自治会あるいは町内会、老人会、各種実行委員会等の公共的団体で、特に法人格の有無は問わないということでございます。対象事業は、環境保全活動、子育て支援事業、地域美化活動など幅広く取り組めるような形になっております。

この交付金の第1回の募集は6月11日から始まっており、7月23日が期限となっております。第2回目の募集は8月30日から9月28日までとなっているところでございます。町内の各種団体の皆様も創意工夫を凝らし、少しでも多くの事業を申請していただくことを希望しているところでございます。

そうした中から、審査会といいますが、また検討をされまして、採択がされていくということでございます。もう少しわかりやすく言いますと、この中にべからずリストというのがありまして、どういう団体はだめなのか、どういうことはだめなのかということを知っていただくとよりわかりやすいかと思うんですけれども、地域性という観点から、団体の会員とか構成員のみを対象にするそうした講演会だとか、事業についてはだめですよ。それから、特定の政治、宗教、思

想等に関連した事業は対象としません。それから人と人のつながりの深化につながる事業であっても、主として趣味とか娯楽、懇親のために実施される事業、つまり地域の盆踊り、花火大会、カラオケ大会、作品展、それから少年野球チームやサッカーチームの活動、これは地域の運動会、スポーツ大会などですけれども、これはこういったスポーツ活動については総合型地域スポーツクラブの実施する事業及びそれに類する事業を対象とするということでございます。

それから、自立あるいは持続性ということになりますと、先ほども言いました単発型の事業で、効果が明らかに一過性と考えられる、例えば花火大会とか、チラシ、ピラのみを配布するという、あるいは財政支援がなくなったとたんに消滅するような事業は対象としないということでございます。ですから、そこにいろいろと話をきておられます中では、これは議論をする、協議をする中にそういう団体がおられるんですけども、地域でそれこそ子どもたちの交通から安全、身を守る、そういう見守り隊のような活動をずっと続けているところだとか、またいろんなNPOの方でそうした今やっている事業をより進めた形にしていきたいとかいう、そうしたいろんな団体が応募できる団体になっております。

ですから、この中にも団体の中には商工会や社協やそうした団体、あるいは自治区、NPOという一般に地域住民の皆さんがみずから取り組んでおられるかどうか、そしてそれが地域の実情や住民の皆さんのニーズにあっているかどうか、そしてまた地域の住民の方が自由に参加できている、そういった開かれたものであるかどうかというふうなことが一つの基準になってまいりますので、それらの中でいろいろと工夫をしてやっていただけたらと、申請をしていただけたらというふうに思います。またその中身について、集まったものを今度は論議していくと、いいかどうかということも協議していくということになりますので、そうしたと思われる団体は大いに申請していただいて、取り組みの一助、支援としていただけたらいいんじゃないかというふうに考えております。

次に、草の根の住民パワーについてのご質問でございますけれども、現在の与謝野町の現状を見てみますと、議員のご指摘のとおり、過疎化と高齢化の進行、あるいは地場産業や農業などの停滞など、極めて厳しい状況でございます。このような時期にこそ、行政と住民が協働してかけがえのないふるさとを守っていかねばならないというふうに思います。そのためには、新町まちづくり計画の理念でもございます自助、共助、公助の精神を大切にしなければなりませんし、この気持ちを高めていくことこそ、地域力の向上につながっていくものだというふうに考えております。そのためにはまず、住民の皆さんに行政に参画していただくことが必要だというふうに考えております。しかし、このことはきょう思いついたからといってあすから実行できるものではございません。行政も今までのやり方をできるところから変えていく必要があるというふうに考えておりますし、私は最初の計画段階から、住民にも参画してもらえようような仕組みを考えるよう、職員に指示をいたしております。

新町になりましてから、総合計画、男女共同参画等の各種計画づくりに従来のやり方ではなく、委員も職員と同じワーキンググループに入っていたいただき、1から議論していただいているところでございます。また、許される会議は公開し、途中の経過も公表し、意見を求めるなど、一定改善をしてくれているところでございます。草の根の住民パワーほど力強いものはないというふうに私も考えておりまして、その力を引き出すためには、今まで申し上げましたように、まず参画し

ていただける、そうしたシステムを確立し、徹底して情報開示を行い、正しい情報を共有することだというふうに思いますので、今後もこの方針で臨みたいというふうに考えているところです。

次に、千葉県の市川市の例をあげてのご提案でございますが、与謝野町では自治振興補助金制度がございます。コミュニティ団体が取り組みをされます施設整備、備品の整備、各種活動等について、一定の補助金を交付するもので、毎年予算計上をいたしております。現在までの申請状況を見ても、大部分が自治区の単位となっておりますが、コミュニティ団体の定義は自治区ばかりではなく、幅広くとらえたいというふうに思いますので、議員ご提案のような事例が出てきましたら、この制度の対象になるかどうか、まず検討をしてみたいというふうに思いますので、ご理解がいただきたいと思います。

次に、府の制度の説明会についてでございますが、関係団体にご案内をし、実施するよう担当課に指示しております、7月上旬には開催する予定でございます。

次に、2番目の広告ビジネスへの取り組みは検討されないかというご質問でございます。一定検討した経過はございますが、導入するとの結論には至っておりません。三役と各課長で構成いたしますまちづくり本部会及び行政改革推進本部会が経常経費の削減策について、職員にアイデアを求めましたところ、この提案が出てまいりました。

一定、担当課で検討いたしました結果でございますが、導入手法といたしましては、広報紙、CATV、窓口封筒や証明書、公用車などに広告を掲載する方法がございます。全国的には広報紙への広告掲載は232市町村、ホームページには105市町村が広告掲載を行っているようでございます。旧三町での導入実績でございますが、旧加悦町ではCATV番組でCM放送を実施していましたが、商工会を通じて依頼されるため、広告主は原則商工会員に限定され、年に1、2回程度の放映だったというふうにお聞きしております。最近、宮津市でも導入されておりますが、平成17年度広告収入は広報紙が40万円、観光パンフレットが20万円、封筒が30万円というふうにお聞きしております。与謝野町で導入した場合、仮に1回当たり8枠を想定した場合、広報紙のページをふやさなければならなくなりまして、広告料収入と増ページ印刷料の比較をした場合、ほぼ同じということになりました。そのほかの問題としては、広告掲載で行政情報が減る、あるいは広告として紙面の配置に考慮が必要、また広告掲載企業に対する批判、掲載された企業にお墨つきを与えるという印象があるなど、多くの問題点があるというふうに考えており、引き続き検討していくこととしておりますので、ご理解がいただきますようお願いいたします。

以上、簡単ですが小林議員のご質問に対する答弁といたします。

議長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 地域力再生と申しますのは、これは府の事業でございますが、先ほども申し上げましたように、やっぱり新しい町の3町合併して与謝野町となりました、いわゆるこれからのまちづくりに本当に町民参加というようなことで、今ほども町長が情報の開示であるとか、共助を高める方策とか、答弁いただきましたわけでございますが、本当にいわゆる行政と、府の行政でも、いわゆる交付金絡みのことになってきますと、何か上手に表現できませんけれども、本当は草の根的ないわゆる協力体制が本当にまちづくりの大事なことではないかと思って質問いたしましたようなことでございます。

一部お聞きしますと、地域によっては隣組にも入っておられないような世帯もあるようなこともお聞きもしたりしております、これが老人世帯でなしに若い人でも入っていない人があるというようなことも聞きまして、本当に個人的なプライバシーのこともあるかと思えますけれども、非常に地域の連結というんですか、だんだん以前と比べまして、非常に薄くなりつつあるという中で、本当にこういう地域力再生という言葉が本当に大きな意味合いを持っておるんかと、このように思っております。

いろいろと考えてみますと、本当に以前もだれかも申されておられましたけれども、大人も青少年も含めての、本当に人材の育成に尽きると、このように思います。この町の10年、20年後の壮大な構想をもって、こういった地域力再生に取り組んでいただきたいものと思っております。

それから広告ビジネスのことにつきましては、確かに先ほども服部議員さんから宮津のを見せていただきましたし、それから郵便局もこういうようなものを野田川郵便局でも発行しておられて、既に、どうですか、批判的なことがあるのかどうか私はいろんな意味も考えもせんなんでしょうけれども、いわゆる行政もやっぱり少しでも別途収入というか、そういった歳入の道を考えていただくということの努力もやっぱりしてもらわなん時期に来ておるんじゃないかと私は思っております。そういったことも含めまして、ぜひこれからのことにつきまして、検討をお願いしたいと、このように思う次第でございます。

ご返事がいただけたらと思うんですけども。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） まず1点目の地域力再生の件ですけども、いろいろな団体や組織がございます。その団体や組織が自分たちの自主的な、自立的な考えの中でこの地域をどうしようとか、環境をどうしていこうという、そういうことをやっておられるグループに対して、府がよしと認めたら支援しましょうと、出しましょうと。ハードについては500万円まで、ソフトについては200万円までという中でいろいろなあれですから、自分たちもリスクを負ってやっていただけるグループを支援していくということですので、それに対して府が支援していこうと。その内容について、わからないことがございましたら、窓口が町であったり、丹後広域振興局であったりしますので、それらについて説明が必要だということであれば、またそういう団体等に対しまして府からも来ていただくような形で説明会がさせていただきたいなというふうに思っております。

そして広告の件、ご質問の件ですけども、するせんよりも、既にいろいろと検討もしてきた経過もありまして、先ほど申し上げましたように費用対効果を考えるととんだったという現実、そういうことがありましたので、そういうご報告ですけども、考え方として、少しでもそういうむだを省いていく、少しでも収入の道を考えていくということは、その姿勢は変わっておりませんし、いろいろ問題があるにしても、文書配布を職員が全部やっておりますのも、郵便料でするよりも自分たちがやることによって300万円でしたか、何ほかの文書配布のそれが浮いてくるというような結果のもとに試算をした上で、そういう取り組みをしておりますので、そういうアイデアや工夫は積極的に大いにやっていくべきだと思いますし、それらについても今後ぜひ検討していきたいというふうに思っております。

以上でよろしいでしょうか。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 今町長に答弁いただきまして、むだのないような形でということで取り組んでいただいていることとございます。先だってちょっと税務課長さんにもお話ししたんですけども、税務の方のご案内いただきまして、各家に一人ずつの案内で、早速こんなものどう考えておるんだというようなことで、あちこちから聞きまして、課長にもお話ししたんですけども、今は一人一人にやらないかんのという、そういうことが決められておるということを知りまして、そういうことならやむを得んなどと思っておりますけれども、町民の方々にすれば、一軒の家に一つの封筒にやってもらえば一番いいのに、何でこんなむだなことやと、そういうように感じて見るわけですが、いろいろと最近のそういった個人情報とか、そういったようなことの絡みからこうなった流れになっておるんかと思うんですが、行政の方も大変それなりに手間をかけられておられると、非常にそういう矛盾した中でしておるんですが、ぜひ財政に火がつくまでに、やはりそういったことを考えてやっていただきたいと思っております。

以上で終わります。

議 長（糸井満雄） 町長答弁があるようでございますので、町長、答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 本当に町の財政を気にして一生懸命のご提案だというふうに思いますし、我々も本当にそういうぐらいの気持ちで取り組まなければならないなと思っておりますのと、先ほど伊藤議員でしたか、制度の改正によっていろいろとむだに思えるようなことをしていかざるを得んことがあります。それが合併によることによって、こういう格好になったとか、いろいろとお金を出さんなんことが起こってきたというふうにとらえていただいているような向きもありますので、やっぱりその辺はきっちりと情報としてお叱りを受けようとも、それはお知らせする必要があるかなというふうに思っております。

町政懇談会の中でも、昨夜も出ておりました。そういう紙を1枚1枚むだやないかと。しかし、そのいろいろと法律が変わる中で、やっぱりそういう取り組みをしているのがもうわずかな町であって、そういうことをしようと思うと、それを組み立てていく手間や投資というものが非常にたくさんかかるということでもあります。特別なことをするわけですから。普通はそれが当たり前なんですけれども、そうじゃない方法をとってきた町にとっては、やはりそれらを変えていかなければなりませんので、そうすることによって、費用対効果で考えると、むだなことが、そうでもないこともあったり、ほんまにむだであったりということがありますので、それらはやっぱり予算を執行するときにやっぱり真剣にむだかどうかということをやっぴり考えていく必要があるかというふうに思っております。

今後も議員の皆さん方のご協力をよろしくお願いたします。

議 長（糸井満雄） もう一度町長の答弁があるそうです。

町 長（太田貴美） たびたび失礼します。答弁ではなく、ちょっと訂正方をお願いしたいんですけども、伊藤議員の質問の中で、今後の後期高齢者の医療制度がことし9月というのを来年9月と言ったようでございますので、ことしの9月をもって段階的に引き上げられたのがことしの9月でもう完了するということとございます。それを受けてのことですので、ちょっと来年ということで申し上げたようです。

それからもう1点、有吉議員の質問の中で、香住町と申し上げたのは香美町の間違いでございまして、それを3回か4回ほど申し上げていたようなので、その点を訂正し、おわびを申し上げます。

議長（糸井満雄） これで小林庸夫議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は6月18日月曜日です。午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

大変ご苦労さんでした。

（散会 午後 3時36分）